

令和 4年 3月

篠栗町議会第1回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：3月7日(月)～18日(金) (12日間))

会期	月	日	曜	区 分	開議時刻	摘 要
第1日	3	7	月	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・請願の報告 ・議案の委員会付託 ・採決(人事案・付託案件)
第2日	3	8	火	考 案 日		
第3日	3	9	水	本 会 議	午前10時	・一般質問
第4日	3	10	木	休 会		
第5日	3	11	金	休 会		中学校卒業式
第6日	3	12	土	休 会		閉 庁
第7日	3	13	日	休 会		閉 庁
第8日	3	14	月	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・追加議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託
				条 例 委 員 会	本会議終了後	・付託案件審査
第9日	3	15	火	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第10日	3	16	水	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第11日	3	17	木	予 備 日		・議案等整理 小学校卒業式
第12日	3	18	金	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

令和4年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和4年3月7日(月) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 6番 , 7番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 請願の報告
- 第5, 議案の委員会付託について
- 第6, 議案第2号 篠栗町教育委員会教育長の任命について
- 第7, 議案第3号 篠栗町教育委員会委員の任命について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
4	篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
5	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
6	篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
7	篠栗町水道事業給水条例及び篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
8	篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計設置条例を廃止する条例の制定について	総務建設 常任委員会
9	字の区域の変更及び町(丁目)の区域の設定について	文教厚生 常任委員会
10	町道の認定について	総務建設 常任委員会
11	農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について	総務建設 常任委員会
12	令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第11号)について	予算 特別委員会
13	令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
14	令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会
15	令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会
16	令和4年度篠栗町一般会計予算について	予算 特別委員会
17	令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について	予算 特別委員会

議案 番号	件 名	付託委員会
18	令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について	予算 特別委員会
19	令和4年度篠栗町水道事業会計予算について	予算 特別委員会
20	令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について	予算 特別委員会

請願文書表

請願 番号	受 理 年 月 日	件名・要旨・請願者・紹介議員	付託委員会
1	令 和 4 年 2 月 9 日	<p>安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書の提出に関する請願</p> <p>請願の要旨： 請願書添付につき省略</p> <p>請願者の住所及び氏名： (住所)福岡市博多区博多駅南1丁目7-14 (氏名)福岡県医療労働組合連合会 執行委員長 原 正勝 他2名</p> <p>紹介議員： 村瀬 敬太郎 今長谷 武和</p>	文教厚生 常任委員会

令和4年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和4年3月9日(水) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	3番	横山 和輝	議員
2.	6番	田辺 弘之	議員
3.	2番	藤木 高裕	議員
4.	12番	荒牧 泰範	議員
5.	4番	品川 静	議員

令和4年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和4年3月14日(月) 追加議案 午前10時開議

第1, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第2, 議案の委員会付託について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
21	損害賠償額の確定について	総務建設 常任委員会

令和4年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第4号

令和4年3月18日(金)午前10時開議

- 第1, 議案第4号 篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2, 議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3, 議案第6号 篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4, 議案第7号 篠栗町水道事業給水条例及び篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第8号 篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計設置条例を廃止する条例の制定について
- 第6, 議案第9号 字の区域の変更及び町(丁目)の区域の設定について
- 第7, 議案第10号 町道の認定について
- 第8, 議案第11号 農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について
- 第9, 議案第12号 令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第11号)について
- 第10, 議案第13号 令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 第11, 議案第14号 令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 第12, 議案第15号 令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第13, 議案第16号 令和4年度篠栗町一般会計予算について
- 第14, 議案第17号 令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について
- 第15, 議案第18号 令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第16, 議案第19号 令和4年度篠栗町水道事業会計予算について
- 第17, 議案第20号 令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について
- 第18, 発議第1号 篠栗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程 意見書案 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康
第 1 第 1 号 を守るための国に対する意見書について

第19, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

篠栗町議会第1回定例会

篠 栗 町 議 会 定 例 会

3月7日（開会）

令和4年 第1回 定例会 会議録

日時 令和4年3月7日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩 下 勝 正	2番	藤 木 高 裕	3番	横 山 和 輝
4番	品 川 静	5番	古 屋 宏 治	6番	田 辺 弘 之
7番	栗 須 信 治	8番	村 瀬 敬 太 郎	9番	今 長 谷 武 和
10番	阿 部 寛 治	11番	松 田 國 守	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	大 塚 哲 雄
教 育 長	太 郎 良 順 一	総 務 課 長	田 村 明 広
財 政 課 長	藤 忠 文	会 計 課 長	野 寄 勇
まちづくり課長	熊 谷 重 幸	税 務 課 長	進 藤 功 次
収 納 課 長	花 田 篤	住 民 課 長	有 隅 哲 哉
健 康 課 長	栗 原 俊 孝	福 祉 課 長	平 山 智 久
産 業 観 光 課 長	松 熊 大	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範	学 校 教 育 課 長	浦 上 利 浩
こ ども 育 成 課 長	松 岡 秀 策	社 会 教 育 課 長	藤 幸 三
監 査 委 員 事 務 局 長	水 江 靖 浩		

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	生 野 崇
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） 皆さん、おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

なお、本日は、広報ささぐり担当者の写真撮影を許可しております。

ただいまから令和4年第1回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットにメールで送信したとおりでございます。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、6番、田辺弘之議員、7番、栗須信治議員を指名いたします。

日程第2、「会議の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの12日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月18日までの12日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」を議題といたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第2号から議案第20号までの計19議案でございます。

それでは、議案第2号から議案第20号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 皆さん、おはようございます。

本日、令和4年第1回定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

それでは、令和4年度の施政方針について、しばらくお時間をいただき述べたいと思いますが、まず、次のことを発信いたします。

すでにご承知のとおり、ロシアは、2月24日、国際社会からの警告を無視して、ウクライナへの軍事侵攻を開始し、その後、民間人を含む多数の犠牲者を出し続けています。

このことは、明らかな国連憲章違反であるとともに、全人類の願いである世界平和と国際秩序の維持を脅かすものであり、1986年（昭和61年）3月25日に非核・恒久平和宣言をしている篠栗町として、断じて容認できるものではありません。

ここに、ロシア軍による武力攻撃とウクライナの主権侵害に厳重に抗議し、多くの人々のかけがえのない命と平静な日々を無残に奪うロシア軍の侵略行為の即時中止とウクライナ領土からの完全撤退、国際法に基づく平和的解決に向けた誠実な対応を強く求めます。

このメッセージは、後刻、篠栗町ホームページ上に町長名で掲載いたします。

また、糟屋郡7町すべてが、令和4年議会第1回定例会期間中に同様の抗議声明を発信していることを申し添えます。

議会におかれても、本日この後、議会としての抗議の決議をされると聞き及んでおります。ともに、ウクライナの平和、そして世界平和のためにしっかりと発信してまいりましょう。

新型コロナウイルス感染症の拡大については、福岡県においては、昨日3月6日にまん延防止措置は解除となりましたが、3月7日から4月7日までを「感染再拡大防止対策月間」と位置づけ、基本的な感染対策の徹底を呼びかけることとしています。引き続き、私たちもマスクの着用や3密の回避などこれからも徹底してまいりましょう。

5歳から11歳までのワクチン接種については、篠栗町においても接種券を配布済みでございますが、ワクチンを接種するかどうかは、ご家族で検討いただくよう厚生労働省からの新型ワクチン接種についてのお知らせを同封しております。対象者の集団接種は、3月19日から行います。

そうした中、福岡県町村会では、定期大会、これは書面決議となりましたが、この定期大会において「新型コロナウイルス感染拡大が長期化し、国民生活及び社会経済生活に極めて深刻な影響をもたらしている。加えて、近年多発する自然災害に鑑み、コロナ対策をはじめ、災害からの復旧・復興の支援対策の充実に努めるとともに、住民の生命、財産を守るため、防災・減災対策のさらなる推進をはかり、安全・安心な暮らしの確保に全力を掲げる必要がある。また、地方創生のさらなる推進のため

に、コロナ禍・コロナ後社会を見据えた社会の構築を国と地方が総力を挙げて取り組んでいかなければならない。」としまして、「新型コロナウイルス感染症の終息に向け、徹底した感染防止対策を講じること。また、安全・安心な地域社会の再構築とコロナ後社会を見据えた経済対策の充実を図ること」をはじめ16項目の決議を行いました。

私は、毎年3月定例会の施政方針を述べる際に、日本の原点である町村のあり方について述べている町村会の決議文において、最も重要であると思う部分を引用しております。その中でも今年は、次の点を強調いたしたいと思います。

「我々町村長は、このような状況を踏まえ、相互の連携を一層強固なものとするとともに、自らの変革を厭うことなく不断の決意と揺るぎない信念を持って、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、自らが知恵を絞り、住民と一体となって地域特性や資源を活かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりに邁進するとともに、安全・安心で活力と潤いのある町村の実現を目指すことができるよう行財政基盤の強化を図ることが必要である」

令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染予防防止のために、ほとんどの社会経済活動が停止せざるを得ないという大変な2年間でした。本年におきましても、季節ごと恒例となっていた町の事業や地域の行事、学校関係のイベントも大きく規模を縮小したり中止したりするという事態になりました。

令和4年度も、なかなか先が見通せない中、こうしたときこそ、次の時代を見据えた大きな流れを引き寄せるための重要な時期であるとの判断から、令和3年6月に国・地方脱炭素実現会議が提示した「地域脱炭素ロードマップ」～地方から始まる、次の時代への移行～戦略に基づき、9月8日に福岡県では10番目となるゼロカーボンシティ表明をし、環境省の補助事業を活用して篠栗町脱炭素ロードマップ作成事業に取りかかりました。

今後は、作成したロードマップに基づく2050年のカーボンニュートラルに向けて、環境省の積極的支援を受けられる全国100か所の「脱炭素先行地域」を目指して行動を起こしてまいります。

今年度は、その一步を踏み出すための重要な年度であると位置づけ、議会の皆様とじっくりご協議して、篠栗町のあるべき姿・進むべき方向を町民の皆様を示していきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

令和2年度からスタートいたしました篠栗町地方創生「第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は中間年度となります。

第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中心施策であります「篠栗北地区産業団地開発事業」は、いよいよ進出企業による工場建設工事が一部始まりました。まちづくり事業としての団地内整備を進出企業と一体となってい、個性ある様々な食品系工業団地の形成と、それらを目当てに人の行き来を演出する未来志向のシンボルゾーンを形成してまいります。令和5年秋のグランドオープンを目指します。それにより税収増加や雇用機会の拡大と働き手世代人口の流入等による自主財源比率の向上を図る大きな力となると考えているところでございます。

このほか今年度も引き続き、しっかりと篠栗町の将来の道筋をつけるために、様々な取り組みを全力で推進していくこととしておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

では、令和4年度事業について、課ごとで取り組もうとしているポイントを説明いたします。

まず、議会におかれましては、議会の活性化に向けた様々な取り組みに対し心から敬意を表します。

議会事務局におかれましては、さらなる先進的な議会を目指して、情報収集をお願いしていただければありがたいと考えております。

総務費では、総務課、財産活用課、財政課、まちづくり課、会計課、税務課、収納課、住民課が関わっております。

総務課では、令和3年度からスタートした地域担当職員制度について取り組み、さらに一工夫して推進してまいります。

次に、国土強靱化計画の策定に着手いたします。また、地域防災計画の改定を行います。そのために自衛官OBを採用し、専門的知見に基づいた、より具体的な計画を策定してまいります。また、福岡県総合防災訓練を5月29日にかぶとの森公園で実施いたします。

財産活用課を新たに設置し、町施設全体の大規模改修・更新の計画など専門性をもって取り組みを進めます。自治体DXなど情報政策の推進は、財産活用課が取り組みます。

次に、財政課についてでございます。

財政課では、中・長期の財政計画の策定を進める中で、総合計画や都市計画マスタープラン、第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略に謳い込んだ様々な取り組みの実施過程で、財政状況がどのように動いていくのか、さらに検証を加えて議会にご報告したいと考えております。

まちづくり課においては、篠栗北地区産業団地における「まちづくりのランドデザインの構築を進めて、令和5年秋のランドオープンに備えます。

また、ふるさと寄附金は、返礼品のメニュー開発及び出店サイトの増強を進め、昨年度の当初予算額から5,000万円上乘せし、2億円を目標に推進いたします。

次期総合計画は、新たな手法を模索しながらより身近で具体的な計画に仕上げてまいります。

会計課におきましては、指定金融機関が慣例的に行ってきた事務が、会計課職員に一部移行します。併せて、指定金融機関窓口が2名から1名配置となるため、会計年度職員を増配し、窓口のフォローを進めます。将来は、指定金融機関からの要望の強い窓口廃止も視野に入れた公金取り扱い手段の多様化も模索してまいります。

税務課・収納課につきましては、これまでどおり税の適正かつ公正な課税を目指すとともに、キャッシュレス納税を推進することによって、徴収率向上への取り組みを推進してまいります。また、令和5年度開始に向けた、地方税統一QRコード利用による納税への対応準備に取り組みます。

住民課でございます。

令和4年度は、大字津波黒・大字田中の一部の地区の住居表示を実施いたします。また、マイナンバーカード交付率向上のための体制を充実させ、あと一步となった50%交付を早期に実現します。その後は、町民すべての人にマイナンバーカードが届くよう、さらに出張申請サービスを充実させるとともに、様々な工夫を凝らして普及活動に取り組みます。

民生費・衛生費は、福祉課、こども育成課、健康課、都市整備課環境係が所管しております。

福祉課におきましては、「小児AYA世代がん患者在宅療養支援事業」を開始いたします。また、福岡工業大学との共同研究事業として、令和3年度から開始した「ささぐり元気もん活動」が、コロナ禍のために一部しかできなかったことから継続して取り組みます。これは、町の高齢者の健康寿命の延伸につながる取り組みでございます。高齢者の巣ごもり生活による健康二次被害対策として行っている、オンライン介護予防教室を令和4年度以降も継続して行います。

こども育成課では、町立児童館3館及び放課後児童クラブの運營業務について、令和4年9月から指定管理者制度を導入いたします。

昨年度からの継続事業でございますが、保育所の待機児童解消対策として篠栗幼稚園の一部を民営化し、令和5年4月の認定こども園開園に向けた整備を行います。

支援を必要とする子ども及びその家族、妊産婦等についての記録等を一元管理するため、篠栗児童相談システムを導入いたします。

次に、健康課について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に伴うワクチン接種推進室では、希望する町民の3回目のワクチン接種完了を目指すとともに、令和4年3月からスタートした5歳から11歳までのワクチン接種の体制を継続してまいります。

令和4年度からは、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業に取り組むこととしております。また、造血細胞移植等医療行為後の任意予防接種費用助成、これを新たに行います。

都市整備課環境係が所管することとしております脱炭素社会実現に向けた、篠栗町脱炭素ロードマップの作成を急ぎます。

また、クリーンパーク建設予定の次期処理施設については令和4年度中に入札公募を行い、令和5年度に業者を決定するというスケジュールで事業を進めるとともに、令和4年度に地元対策として行う予定の周辺整備計画協議を固めることとしております。

次に、農林水産業費・商工費の所管であります産業観光課の取り組みについて申し上げます。

令和2年4月から事務局の民間委託を開始した篠栗町観光協会は、様々な新しい取り組みを提案しつつ、町の観光キーステーションとしての足固め3年目となります。民間委託契約最終年度の今年は取り組みを総括して、今後の方向性を固めてまいります。

消費者行政については、福岡県消費者行政活性化基金事業を活用し、啓発活動、消費者生活相談業務の機能強化を推進してまいりました。今後も「粕屋中南部広域消費生活センター」を拠点に、継続して相談者の対応に努めてまいります。

福岡県植樹祭を令和4年11月5日篠栗町において開催する予定です。また、森林緊急造成事業、これは竹転事業と申しますが、城戸地区の竹林をスギ・ヒノキへ転用する国庫補助事業に取り組めます。

次に、都市整備課が所管しております土木費につきまして、令和4年度は、災害対策のための水路改修工事の継続をはじめ、側溝整備や道路維持補修など、例年どおりの取り組みを行うこととしております。本年度も区からの要望を聞きながら優先順位を決めて実施いたします。

教育費は、学校教育課、社会教育課が所管しております。

学校教育課でございますが、令和4年度も国のGIGAスクール構想の推進を図ってまいります。

社会教育課では、令和3年度からスタートした地域学校協働活動の推進について、各校区で特色ある取り組みを実施し、活動の拡大を進めます。

「篠栗町地域で子どもの育成を考える会」からの提言を受けて、令和4年度の社会教育プランに「誰一人取り残される子どもをつくらない」ための目標を掲げて、できることからスタートすることとしております。

コロナ禍であっても講演会、研修会、スポーツイベントなど、感染症対策を講じて、できるだけ開催したいと考えております。

上下水道課が所管しております水道事業において、令和2年度から、施設・管路更新の5か年計画を進めておりますが、令和4年度は昨年に引き続き、金出地区、尾仲大柳地区の配水管更新工事を継続して進めます。老朽化している第1浄水場建て替えについて近隣に用地を取得し、現在の施設を活かした状態で、新たな浄水場施設建設計画づくりを行うこととしております。

以上、令和4年度の各課の主な取り組みについて説明いたしました。

諸施策取り組みに当たっては、これまで同様、職員一丸となって努力してまいることをお約束いたします。詳細は、当初予算特別委員会においてご説明いたします。

私自身もこれまでどおり、自らが率先して関係方面との折衝・対応に当たり、町政発展のために邁進する所存でございますので、議会におかれましても、引き続き、篠栗町の発展のためご尽力賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本定例会に提案しております議案第2号から議案第20号までの19議案について説明をいたします。

議案第2号は、「篠栗町教育委員会教育長の任命について」であります。

本議案は、教育長、太郎良順一氏が令和4年3月31日をもって辞職するため、新たに教育長として、今長谷 寛氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

議案第3号は、「篠栗町教育委員会委員の任命について」であります。

本議案は、教育委員、木森信登氏が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

議案第4号は、「篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につい

て」であります。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部が令和4年4月1日から施行され、個人情報保護に関する法令が一本化されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が統合され、本条例中、法律の条文を引用している箇所に変更が生じるため、その箇所を改めるものであります。

議案第5号は、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を伴う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が、令和4年4月1日から施行されることに伴い、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和等の措置を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、育児休業、介護休暇等を取得できる非常勤職員の在職期間の緩和や育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を整備するものであります。

議案第6号は、「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律、その他関係省令が令和4年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税について、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、未就学児の国民健康保険税を減額し、世帯の国民健康保険税の課税限度額を引き上げるものであります。

議案第7号は、「篠栗町水道事業給水条例及び篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、住居表示実施に伴う水道給水設備工事店及び下水道排水設備工事店の住所変更の手数料について、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、住居表示に関する法律第7条の規定に基づき、住居変更手数料を徴収しないものとするものであります。

議案第 8 号は、「篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計設置条例を廃止する条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗北地区産業団地整備事業が完了し、特別会計の設置目的が果たされたため、本条例を廃止するものであります。

議案第 9 号は、「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について」であります。

本議案は、住居表示の実施予定区域において、字の区域の変更及び町（丁目）の区域を設定するため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、当該「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定に係る案」について、住居表示に関する法律第 5 条の 2 第 1 項に規定する公示を令和 4 年 1 月 4 日に実施したところ、当該期間内に実施予定区域内の住民から、同条第 2 項に規定する変更の申請があり、同条第 5 項の規定により当該変更の請求書を添えて提出するものであります。

議案第 10 号は、「町道の認定について」であります。

本議案は、宅地開発により造成され篠栗町に帰属された道路を、道路法上の道路として位置づけることを目的として町道認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

路線番号は、8692。

路線名は、尾仲地区 82 号線。

起点は、大字尾仲 834 番地 15 地先。

終点は、大字尾仲 834 番地 8 地先。

延長は、199.7メートル。

幅員は、6メートルでございます。

議案第 11 号は、「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」であります。

本議案は、農業用施設整備工事に伴う受益者負担金について、篠栗町土木工事負担金徴収条例第 4 条第 1 項第 5 号を適用し、免除するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

工事名は、和田地区井堰改良工事。

工事箇所は、大字和田。

受益者は、和田水利組合。

受益者負担金額は、41万8,082円であります。

議案第12号から議案第15号までの4議案は、「令和3年度補正予算」であります。

議案第12号は、「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第11号）について」であります。

当該補正予算は、令和3年度篠栗町一般会計予算に歳入歳出それぞれ2,071万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ123億731万円とするものであります。

まず、主な歳入につきましては、地方交付税を2億732万3,000円追加し、国庫支出金を1億4,715万4,000円、県支出金を3,846万2,000円それぞれ減額し、財産収入を1,600万2,000円追加するものであります。

次に、歳出でございますが、減額補正につきましては、主に事業費の確定、入札残、経費節減等の執行残によるものでございます。

主な歳出につきましては、総務費におきまして、戸籍住民基本台帳費といたしまして、システム変更委託料を451万円追加するものであります。

民生費におきましては、障がい者福祉費といたしまして、自立支援サービス給付を1,000万円、更生医療給付を600万円、児童運営費といたしまして、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金を390万4,000円追加するものであります。

衛生費におきましては、予防費といたしまして、新型コロナ自宅療養者支援に係るサービス提供委託料を165万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費といたしまして、事業運営委託料を1,400万円追加するものであります。

農林水産業におきましては、林業振興費といたしまして、農業委員会年報酬を204万円、荒廃森林整備事業増額分の手数料144万6,000円を追加するものであります。

また、諸支出金におきましては、繰出金といたしまして、国民健康保険特別会計繰出金を474万2,000円、基金費といたしまして、財政調整基金利子積立金等を4億1,600万2,000円追加するものであります。

次に、繰越明許費につきましては、タブレットパソコン設定等業務委託ほか6事業につきましては、総額4億4,566万4,000円を追加するものであります。

次に、債務負担行為につきましては、令和4年度の春らんまんハイキング事業委託、限度額689万6,000円を廃止するものであります。

最後に、地方債につきましては、借入れ限度額を変更するものとしたしまして、災害復旧事業債を550万円減額するものであります。

議案第13号は、「令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」であります。

当該補正予算は、令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ5,407万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,706万4,000円とするものであります。

内容は、歳出では、実績見込みにより、保険給付費を5,407万5,000円増額補正。歳入では、国庫支出金を156万8,000円、県補助金を5,000万円の増額補正のほか予算整備をするものでございます。

議案第14号は、「令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」であります。

当該補正予算は、令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算から、歳入歳出それぞれ514万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,055万2,000円とするものであります。

内容は、歳出では、実績見込みにより、後期高齢者医療広域連合納付金514万7,000円の減額補正。歳入では、後期高齢者医療保険料のうち、特別徴収保険料を594万5,000円の増額補正をし、普通徴収保険料を1,072万7,000円の減額補正をするほか予算整理を行うものであります。

議案第15号は、「令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算に歳入歳出それぞれ2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,538万4,000円とするものであります。

内容は、篠栗北地区産業団地の土地売買契約に関する利息相当分の負担金が1日分不足していたため、歳入歳出予算を2,000円計上するものであります。

議案第16号から議案第20号までの5議案は、令和4年度の各会計の当初予算であります。

議案第16号は、「令和4年度篠栗町一般会計予算について」であります。

予算総額は、106億3,088万5,000円で、前年度当初予算に対し3億1,892万9,000円、3.1%の増額となっております。

主な増額の要因といたしましては、ふるさと寄附金に対する返礼品、同報系無線

設備更新業務、児童館LED化工事、障がい者福祉及び児童福祉のサービスに係る経費の増加分などがございます。

なお、令和4年度の予算編成につきましては、未だ新型コロナウイルスの終息が見通せない中で、町民の生活や経済活動、地域活動を停滞させることなく将来に向けて進めていくため、新型コロナウイルスとの共存を念頭に置いた「ポストコロナ」の観点からも全事業において検証しながら、前年度同様、第6次総合計画「ささぐり みんなの羅針盤」を踏まえ、限られた歳入財源を有効活用できるよう事業を選定し、歳出削減に努めております。

それでは、歳入歳出の主なものをご説明いたします。

歳入の主なものとして、まず、町税は、税全般において若干増を見込んで、対前年度比2億497万2,000円増の33億3,320万2,000円を計上するものであります。

次に、地方交付税は、対前年度比2億2,522万7,000円増の、19億9,955万円を計上するものであります。

次に、国庫支出金は、保育士等処遇改善臨時特例交付金など対前年度比2,668万4,000円増の16億8,616万4,000円を計上するものであります。

次に、県支出金は、障がい者福祉及び児童福祉のサービスに係る県費負担金などにより、対前年度比5,053万8,000円増の9億6,377万2,000円を計上するものであります。

次に、寄附金は、ふるさと納税寄附金を対前年度比5,000万円増の2億円を計上するものであります。

次に、諸収入は、対前年度比2,343万7,000円増の2億451万7,000円を計上するものであります。

最後に、町債は、臨時財政対策債の減額に伴い、対前年度比2億4,625万8,000円減の2億3,132万7,000円を計上するものであります。

続きまして、歳出の主なものとして、まず、総務費におきまして、行政事務包括委託料2億3,656万1,000円、ふるさと納税寄附金返礼品8,000万円、住居表示実施に係るシステム対応業務委託等1,311万4,000円など、前年度比2億3,212万4,000円増の16億4,244万3,000円を計上するものであります。

次に、民生費におきましては、県介護保険広域連合費3億2,239万7,000円。自立支援サービス給付8億1,600万円。後期高齢者医療療養費給付費負担

金 3 億 4,649 万円。障がい児保育事業補助金 3,818 万 4,000 円。児童運営費委託料 9 億 6,819 万 4,000 円。保育士等処遇改善臨時特例事業補助金 1,526 万 9,000 円。子ども医療費 1 億 3,127 万 2,000 円。児童館指定管理料及び事業運営委託料 8,763 万 4,000 円。児童館 LED 化工事等 1,957 万 9,000 円など、前年度比 1 億 3,820 万 6,000 円増の 39 億 9,789 万 8,000 円を計上するものであります。

次に、衛生費におきましては、予防事業委託料 1 億 1,826 万 1,000 円。新型コロナウイルスワクチン接種事業費 1 億 8,489 万 5,000 円。塵芥等収集運搬費 2 億 1,020 万 6,000 円。須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金 3 億 5,676 万 4,000 円など、前年度比 8,840 万 9,000 円減の 13 億 1,586 万 9,000 円を計上するものであります。

次に、農林水産業費におきましては、荒廃森林整備事業 1,715 万 7,000 円など、前年度比 1,736 万 2,000 円増の 1 億 7,329 万 3,000 円を計上するものであります。

次に、土木費におきましては、道路橋梁維持補修工事費等 1 億 4,516 万円など、前年度比 187 万 8,000 円減の 3 億 2,248 万 3,000 円を計上するものであります。

次に、消防費におきましては、粕屋南部消防本部分担金 3 億 3,186 万 8,000 円。同報系無線設備更新工事 6,251 万 3,000 円など、前年度比 8,432 万 8,000 円の増の 4 億 8,402 万 8,000 円を計上するものであります。

次に、教育費におきましては、カブトの森公園高圧ケーブル取替工事等 1,184 万 5,000 円など、前年度比 5,569 万 9,000 円減の 9 億 8,607 万 5,000 円を計上するものであります。

次に、公債費におきましては、起債元金及び利子償還費用といたしまして、前年度比 2,601 万 9,000 円減の 8 億 1,102 万 7,000 円を計上するものであります。

最後に、諸支出金におきましては、特別会計への繰出金 6 億 5,763 万円など、前年度比 1,656 万 3,000 円増の 6 億 8,957 万 2,000 円を計上するものであります。

また、地方債につきましては、臨時財政対策債のほか、4 つの事業債を総額 2 億 3,132 万 7,000 円計上するものであります。

議案第 17 号は、「令和 4 年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」であ

ります。

当該予算は、歳入歳出予算総額 27 億 7,486 万 2,000 円で、前年度当初予算額に対し約 0.9% の増となっております。

歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税 4 億 8,946 万 4,000 円。県支出金 19 億 9,918 万 9,000 円を計上いたしております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費 19 億 5,201 万 4,000 円。国民健康保険事業費給付金 7 億 4,227 万 9,000 円を計上いたしております。

議案第 18 号は、「令和 4 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」であります。

当該予算は、歳入歳出予算総額 4 億 4,810 万 9,000 円で、前年度当初予算額に対し約 3.5% の増となっております。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料 3 億 2,445 万 9,000 円。一般会計繰入金 1 億 2,364 万 2,000 円を計上いたしております。

歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金 4 億 2,482 万 5,000 円を計上いたしております。

議案第 19 号は、「令和 4 年度篠栗町水道事業会計予算について」であります。

当該予算は、対前年度比では、収益的収入 3.1% 増、支出 2.4% 増となり、資本的収入 15% 増、支出、22.7% 増であります。

収益的収入及び支出におきましては、収益的収入 5 億 9,402 万 1,000 円、同支出 5 億 5,824 万 3,000 円で、3,577 万 8,000 円の黒字予算となっております。

収入の主なものといたしましては、水道使用料 5 億 4,481 万円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、福岡地区水道企業団受水費 1 億 9,705 万 7,000 円、支払利息 1,173 万 3,000 円を計上いたしております。

資本的収入及び支出におきましては、資本的収入 2 億 1,890 万円、同支出 3 億 9,356 万 9,000 円で、1 億 7,466 万 9,000 円の赤字予算となっておりますが、不足する額は、損益勘定留保資金等約 7 億 8,914 万円から補填する予定でございます。

収入の主なものといたしましては、企業債 2 億 1,890 万円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、建設改良費 2 億 6,835 万 8,000 円、企

業債償還金 1 億 2,521 万 1,000 円を計上いたしております。

議案第 20 号は、「令和 4 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」であります。

当該予算は、対前年度比では、収益的収入 0.2% 減、支出 2.3% 減となり、資本的収入 4.1% 増、支出 2.7% 増であります。

収益的収入及び支出におきましては、収益的収入 8 億 6,728 万 7,000 円、同支出 8 億 4,798 万 1,000 円で、1,930 万 6,000 円の黒字予算となっております。

収入の主なものといたしましては、下水道使用料 4 億 8,617 万 8,000 円、他会計負担金 1 億 2,000 万円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、流域下水道維持管理負担金 2 億 7,082 万 8,000 円。支払利息 9,190 万 7,000 円を計上いたしております。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入 4 億 1,866 万 3,000 円、同支出 5 億 7,517 万 7,000 円で、1 億 5,651 万 4,000 円の赤字予算となっておりますが、不足する額は、損益勘定留保資金等約 3 億 2,378 万 9,000 円から補填する予定でございます。

収入の主なものといたしましては、企業債 2 億 8,610 万円、他会計負担金 1 億 3,000 万円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、建設改良費 1,713 万 8,000 円。流域下水道建設負担金 3,896 万 4,000 円。企業債償還金 5 億 1,903 万 7,000 円を計上いたしております。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので質疑を終わります。

日程第 4、「請願の報告」をいたします。

請願 1 件を受理しておりますので、事務局より報告をさせます。

佐伯事務局長。

○議会事務局長（佐伯 和久） 今議会に請願 1 件の提出がありましたので報告いたします。

請願第 1 号、

受理年月日 令和4年2月9日

件名 「安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書の提出に関する請願書」

でございます。

請願者の住所・氏名 福岡市博多区博多駅南1丁目7の14
福岡県医療労働組合連合会
執行委員長 原 正勝氏（ほか2名）

でございます。

紹介議員は、村瀬敬太郎議員と今長谷武和議員でございます。

なお、請願の趣旨等につきましては、タブレットに掲載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） 次に、日程第5、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第2号から議案第20号までの19議案を一括議題といたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第2号と議案第3号は人事案件ですので、委員会の付託は省略し、本日の日程といたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第4号から議案第11号までの8議案と請願1件につきましては、議案付託表及び請願文書表のとおり、総務建設、文教厚生、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定しました。

次に、議案第12号から議案第20号までの予算関連9議案につきましては、「議長を除く11人で構成する予算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申合せにより、委員長は、5番、古屋宏治議員、副委員長は、7番、栗須信治議員です。

予算審査は、補正予算の審査に引き続き、当初予算の審査に入ります。

最後に、報告第2号と報告第3号については、予算特別委員会終了後に全員で報告を受け、報告第4号については、総務建設常任委員会で報告を受けていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

日程第6、議案第2号「篠栗町教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

議案の説明を浦上学校教育課長に求めます。

○学校教育課長(浦上 利浩) 議案第2号「篠栗町教育委員会教育長の任命について」

次の者を篠栗町教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所 糟屋郡篠栗町大字津波黒194番地2

氏名 今長谷 寛

生年月日 昭和34年4月21日

令和4年3月7日提出、篠栗町長 三浦 正

(提案理由)

教育長、太郎良順一氏が令和4年3月31日をもって辞職するため。

次のページに履歴書を添付いたしておりますのでご参照ください。

なお、任期は、令和4年4月1日から令和6年11月1日まででございます。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの学校教育課長の説明に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7、議案第3号「篠栗町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案の説明を浦上学校教育課長に求めます。

○学校教育課長(浦上 利浩) 議案第3号「篠栗町教育委員会委員の任命について」

次の者を篠栗町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住所 糟屋郡篠栗町和田三丁目5番5号

氏名 木森信登

生年月日 昭和28年2月15日

令和4年3月7日提出、篠栗町長 三浦 正

(提案理由)

教育委員、木森信登氏が令和4年3月31日をもって任期満了となるため。

次のページに履歴書を添付いたしておりますのでご参照ください。

なお、任期は令和4年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの学校教育課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案も人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。
本案に賛成の方のご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第8、発議第1号「ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議」を議題といたします。

発議第1号を事務局長に朗読させます。

佐伯事務局長。

○議会事務局長（佐伯 和久） 発議第1号、

篠栗町議会議長 阿部寛治殿

「ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議」

上記の議案を別紙のとおり、篠栗町議会会議規則（昭和39年議会規則第1号）
第14条第3項の規定により提出する。

令和4年3月7日

篠栗町議会運営委員会

委員長 松田國守

（提案理由）

ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、武力行使の即時停止と軍の完全撤退を
求め、恒久平和を実現するため。

決議（案）を朗読いたします。

「ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議」

世界中が新型コロナウイルス感染症への対応に追われている最中、ロシア軍は、
2月24日早朝、国際社会の度重なる警告を無視し、ウクライナへの全面的な侵攻
を開始した。さらにその後、民間人を含め多数の犠牲者を出し続けている。これは、
明らかに国連憲章に違反し、世界の安全保障と国際秩序を脅かす侵略であり、断じ
て容認できない暴挙である。

よって、篠栗町議会は、ロシア軍による攻撃とウクライナの主権侵害に強く抗議
するとともに、ロシア政府に対し、武力行使の即時停止とウクライナ領土から直ち
に全ての軍隊を完全に撤退させること及び誠実に国際法を遵守し、平和的に対応す
ることを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月7日、篠栗町議会

○議長（阿部 寛治） ただいまの決議案に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、荒牧委員。

○委員（荒牧 泰範） すみません、質疑でなくて確認ですが、かがみの発議者は1名でよろしいのですかね。

○議長（阿部 寛治） 議運の委員長が発議者になって、ある一定全部っていうか、こういう状況下の中で、発議者になっているということを見ましてですね、「これでかがみとしてはよろしゅうございます」ということを私の口からも申し上げております。

以上です。

ほかにございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

発議第1号について、本案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、散会といたします。

散会 午前11時03分

篠栗町議会第1回定例会

篠 栗 町 議 会 定 例 会

3月9日（一般質問）

令和4年 第1回 定例会 会議録

日時 令和4年3月9日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩下勝正	2番	藤木高裕	3番	横山和輝
4番	品川静	5番	古屋宏治	6番	田辺弘之
7番	栗須信治	8番	村瀬敬太郎	9番	今長谷武和
10番	阿部寛治	11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	太郎良順一	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	会計課長	野寄勇
まちづくり課長	熊谷重幸	税務課長	新藤功次
収納課長	花田篤	住民課長	有隅哲哉
健康課長	栗原俊孝	福祉課長	平山智久
産業観光課長	松熊大	都市整備課長	堀雅仁
上下水道課長	城戸勝範	学校教育課長	浦上利浩
こども育成課長	松岡秀策	社会教育課長	藤幸三
監査委員事務局長	水江靖浩	監査委員	石内清之

出席した議会事務局職員

局長	佐伯和久	次長	生野崇
係長	伴秀代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

なお、本日は答弁のために、石内代表監査委員が出席されております。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。傍聴の際は、皆様へ配付しております「一般質問通告書一覧」1ページの注意事項を熟読されまして、ご協力いただきますようお願いいたします。

一般質問を行います前に、議員の皆さんにお願いいたします。コロナ禍の中でありますので、不急の質問等については、議員自身の判断で手短にお願いいたします。

日程第1、「一般質問」を行います。

質問者は、5名でございます。

質問時間は、申合せにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆さんに議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

ただし、リアルタイムでの配信を行っておりますので、質問議員も答弁者も言葉遣いに気をつけるように求めます。

発言内容を精査して、最終日に議長判断を報告させていただきます。

ご協力お願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、横山和輝議員。

通告数は、3問です。

○議員（横山 和輝） おはようございます。

議席番号3番、横山でございます。

通告に従い、3項目の質問を順次行います。

町長はじめ執行部の皆様、そして代表監査委員の誠意ある答弁をお願い申し上げます。

それでは早速、はじめの質問に入ります。

最初の質問は、旧上津江村の町有林の売却に関し、その売却方法についてお尋ねいたします。

ご承知のとおり、森林がもつ役割は多岐にわたっております。

その一例を申し上げますと、大都市の東京都や神奈川県に、今までに水飢饉が起

きないのは、山梨県の森林を広範囲に購入し、水源涵養林として育てていることが大きな要因だと聞いております。

福岡都市圏も水事情は非常に厳しいものがあり、過去、幾度となく水飢饉を経験しております。その反省から水対策が進んできていますが、残念ながら水源地対策までは、思いが至ってないのが実情でございます。

そこで一石を投じる意味もあり、我が町は、旧上津江村の森林を購入し管理するに至ったと認識しております。

三浦町長には、その精神を引継ぎ、福岡都市圏の指導者の皆さんに、粘り強く働きかけをし、ともに水源地を守る方向で尽力されることを期待しておりましたが、この水源涵養林を近々売却する方針を強くお持ちのようで、非常に残念に思っております。

そこで、どうしても売却する考えに変更がないというのであれば、せめて売却契約書に、産業団地の事業用地売買契約時に取り交わしたような、購入後10年間の転売禁止及び違法行為等が発生したときの町の買戻し特約を設けるべきだと考えます。このことについて町長の考えをお尋ねいたします。

それからこの売却予定の森林の土地及び立木の鑑定評価業務が終了していると思いますのでその結果もお尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、町長から。

○町長（三浦 正） ただいまは、横山議員から、旧上津江村の町有林売却について御質問をいただきました。

旧上津江村の町有林は、購入から約20年間、水源涵養のため、植栽や間伐等の整備を行い、山林の荒廃を防ぎ、健全な森林土壌の育成に努めてまいりました。

過去の議会でも申し上げたこともありますように、譲渡や寄附を検討したこともございましたが、交渉できる譲受先が見つからず、今日に至っております。

一昨年末に購入意思のある事業所等から、問合せを受けていることから、当該山林の鑑定評価を行っているところでございます。

御質問の各項目につきましては、産業観光課長から答弁をいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、産業観光課長。

○産業観光課長（松熊 大） 御質問の購入後10年間の転売禁止、及び違法行為等が発生したときの町の買戻し特約を設けるべきではないか、についてでございますが、御承知のとおり、旧上津江村の町有林は、全域が保安林に指定されております。

保安林としての目的を果たすために、必要最小限、守らなければならない森林の

取り扱い方法が定められているほか、違法な盛土や違法な開発が確認された場合、監督処分及び罰則の対象となります。

また、保安林の指定は、所有権の移転で解除されることはありません。しかしながら、議員が御心配されるように、誰にでも、山林を売却してよいという考えは、当然、町としても持っておりません。

我々町民が、植樹し、育て守ってきた水源地への思いを酌み取っていただける方に引継ぎたいと考えております。

次に、鑑定評価につきましては、天候不良等により、現場調査が順調に進まなかったため、当初より契約期間を変更いたしております。現在、請負業者が最終的な確認作業に入っている段階でございます。今月中旬に鑑定書類の提出となります。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） 答弁を聞きまして、今日もそうですけれども、以前も町長はですね、林業経営者に、購入する意思を持つ人が見つかったということで、そこに、この、売却する考えに至った、というような発言が、以前からありましたが、もちろん、町長の考えられているですね、林業関係者に、もし渡れば、安心なのかもしれませんが、実際、町有地を売却するに当たって、当然、公募をかけるわけです。公募をかけて、いろんなところから来た中で、入札が行われるわけですから、どなたが落札するかわからないんですね。

どなたが落札してもいいように、できるだけこういったですね、特約を設けるべきだと思うんですが、今の答弁だと設けなくてもですね、そういった、転売であったり、例えば、無理な開発であったり、乱開発であったり、そういったことはですね、行えないということよろしいですか。

○議長（阿部 寛治） 今の再質問に対しての、答弁を。

はい、産業観光課長。

○産業観光課長（松熊 大） 御指摘の上津江の山林につきましては、保安林として、県、それから国の指定を受けておりますので、そうした乱開発が行われれば、先ほども申し上げましたように、監督処分及び罰則の対象になるということで、保安林として、維持されるものと考えております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正）　　そういうふうに申しあげても、なおかつ、御心配だという御意見であろうかと思えますけれども、これについては、今から鑑定が終わった後、売却できるように普通財産に変えていくわけで、その中で、また、条件をつけて売却する、というようなことも十分ありうるわけですから、御意向を踏まえて、私どもも、いわゆる、心配されるような状況が起こらないような手配はしていきたいと思えます。

○議長（阿部 寛治）　　はい、再質問、どうぞ。

○議員（横山 和輝）　　次の質問に移ります。

○議長（阿部 寛治）　　1 問目終了で次に移りますということは言ってください。

○議員（横山 和輝）　　はい、次に移ります。

失礼いたしました。

○議長（阿部 寛治）　　はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝）　　次の質問ですけれども、次の質問はですね、町立幼稚園空調設備設置工事について、でございます。

平成30年度から、翌年度にまたがり、町立幼稚園3園の空調設備設置工事が実施されております。この工事内容について、疑問に思う点がありますので、次のとおり質問を行いたいと思えます。

一つ目はこの空調設備工事が、全ての町立幼稚園を対象に行われたことについてでございます。この工事の入札は、平成31年2月28日に行われておりますが、発注時には、篠栗幼稚園の民間移譲及び北勢門幼稚園の廃園の方針が決定されていたと考えます。ですから、これらについては空調設備工事を行う必要がなかったと考えます。その点についての説明を求めたいと思えます。

二つ目は、工事の発注方法についてお尋ねいたします。この工事発注は各園単位に行われていますが、なぜ3園まとめて工事を発注しなかったのか不思議で仕方ございません。まとめて発注すれば、諸経費が大幅に削減されたと考えます。納得のいく説明をお願いいたします。

三つ目は落札結果後の対応についてであります。入札結果を見ますと、3起工全て同じ業者が落札しております。この場合、入札後、落札工事費を合算し、諸経費を見直す必要があると思えますが、そのような対応が行われたのでしょうか。もし見直しが行われていなかったのなら、今からでも是正すべきだと思えます。見解をお聞きいたします。

四つ目は国の補助金返還についてであります。今回の工事は国の補助事業で行わ

れておりますが、篠栗幼稚園、北勢門幼稚園の工事については、補助金を返還する必要があると思います。

これについてどのように考え、どう対応されたのかお伺いいたします。

五つ目は代表監査委員に次の4点につき見解をお聞きします。

一つ目は、民間移譲や廃園の検討が具体化していたにもかかわらず、2園の工事を行い町費の無駄遣いを行ったこと。

二つ目、3園の同じ内容の工事発注が同じ時期に行われたのに、なぜ一つにまとめて発注しなかったのか。

三つ目、3園の工事を同じ業者が落札した後、諸経費の変更が行われていなかった場合、なぜ落札価格の適正化を図らなかったのか。

四つ目、民間移譲及び廃園する園の工事費のうち、国の補助金は精算して返却すべきだと考えます。国への返還が実施されているのか、もし実施されていない場合の返還の必要性について。

以上4点の見解をお尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） それでは、答弁を求めます。

はい、教育長。

○教育長（太郎良 順一） 横山議員の、町立幼稚園空調設備設置工事については、浦上学校教育課長がお答えいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（浦上 利浩） それでは、横山議員の町立幼稚園空調設備設置工事についての御質問にお答えいたします。

一つ目の御質問は、全ての町立幼稚園を対象に空調設備工事が行われているが、発注時には、篠栗幼稚園の民間移譲及び北勢門幼稚園の廃園の方針が決定されていたと考える。なぜ、これら2園についても空調設備工事を行う必要があったのか、との御質問でございます。

この空調設備工事は、近年の災害級ともいえる猛暑により、全国で熱中症事故が多発したことを受け、子どもたちの安全と健康、そして、命を守るために、文部科学省が平成30年度補正予算で、1年限りの事業として、「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」を創設し、本町においても、これを活用し、空調設備を整備したものでございます。

篠栗幼稚園の民間移譲や、北勢門幼稚園の閉園の方針決定の有無にかかわらず、町として、幼稚園を運営し、子どもを預かっている限り、子どもたちの、安全と健

康、そして、命を守るために、必要不可欠な工事であったと確信いたしております。

また、篠栗幼稚園の民間移譲と北勢門幼稚園の閉園方針につきましては、令和元年の12月に公表された、篠栗町行財政改革大綱・実施計画、第4次アクションプランの中の「町立幼稚園の民営化等の推進検討」という項目において、町立幼稚園のうち1園を民営の認定こども園に、1園を町立幼稚園として維持、残りの1園は、さきの2園のいずれかに統合する方向で検討を行うとされております。

この篠栗町行財政改革大綱を受け、翌年、令和2年3月定例会において、この大綱のうち、幼稚園関係について御説明を行い、7月の第3回臨時会において、篠栗幼稚園の民間移譲と、北勢門幼稚園の閉園の方針を御説明いたしたところでございます。

一方、各町立幼稚園の空調設備設置工事は、平成31年2月に入札、令和元年8月30日に完了いたしておりますので、工事発注時には両園の方針決定はなされておられません。

次に、工事発注は、平成31年2月28日に、各園単位で行われているが、なぜ3園まとめて、工事を発注しなかったのか。まとめて発注すれば、大幅に削減されたと考える、との御質問でございました。

幼稚園ごとに、工事の発注を行った主な理由は、3つの幼稚園が、全く異なる場所に所在していること、工事を実施するに当たり、主要部分は、おおむね6月末までに完了させ、7月初旬には試運転ができるよう、工期を設定しており、限られた期間内に、安全、迅速かつ効率的な施工を行う必要があること、また、地場業者に幅広く受注機会を分配することによる地域経済活性化の観点から、幼稚園ごとの発注を行っております。

次に、入札結果を見ると3起工、全て同じ業者が落札している。この場合、入札後、工事費を合算し諸経費を見直す必要がある。そのような対応が行われたとは聞かない。今からでも是正すべきと思うが、との御質問でございました。

御質問にありますとおり、各幼稚園の空調設備設置工事については、それぞれ入札を行った結果、3つの幼稚園の工事を、全て同一の業者が落札いたしました。当然のことながら、当該工事に係る入札は、それぞれにおいて、最低価格で応札した業者が落札したものであり、契約等の事務についても、町として、規則等に基づき、適切に遂行したものであると認識いたしております。

次に、今回の工事は、国の補助事業で行われているが、篠栗幼稚園、北勢門幼稚園の工事については、補助金返還をする必要があると思う。これについてどのよう

に考え対応したのか、という御質問でございます。

公立学校施設整備費補助金等、補助金の交付を受けて取得した財産を、他の用途に使用したり、譲渡したりする場合には、法に基づく財産処分の手続が必要であり、補助事業完了後の経過年数や、無償による財産処分か、あるいは有償による財産処分か、また、財産処分後の使用用途等により交付を受けた補助金のうち、国庫への納付金が生じる場合があります。

今回の、篠栗幼稚園に設置した空調設備につきましては、民間の社会福祉法人への無償譲渡で、令和4年度に園舎の一部を届出保育所として、令和5年度から園舎全体を幼保連携型認定こども園とするものでございますが、この場合の国庫納付につきましては、現在、福岡県教育委員会の施設課を通じまして、文部科学省との協議を行っているところでございます。

北勢門幼稚園につきましては、閉園後の使用用途が決まっておりませんので、国庫納付金についても未定でございます。

最初の御質問のときに申し上げましたが、町として、幼稚園を運営し、子どもを預かっている限り、子どもたちの安全と健康、そして、命を守るために必要な工事であったと考えております。

幼稚園の譲渡や閉園による財産処分の手続に伴い、国庫への納付金が生じることになったといたしましても、幼稚園として運営している期間に係る相当額は国庫納付額の算定から控除されますし、補助金の全額を納付するわけではございません。

また、空調機そのものは、今後、新設される認定こども園の空調機として、篠栗町の子どもたちの安全と健康、そして、命を守るために利用されることとなります。北勢門幼稚園についても、その用途に応じて、空調機は有効に活用されます。

結果として、国庫納付金が発生したにせよ、その当時、空調設備に係る補助金が、文部科学省から示されたときに、これを活用しないという選択肢はなかったのではないかと考えます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ここで、行政の答弁が終わりましたけど、代表監査の場合とちょっと切りますね。

そして、今までの中で、横山議員が、再質問があるならば、ここで受けたいと思います。

はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） ちょっと時系列に並べたときに、今の答弁だと、少しどうか

など思うところがありましたので、ちょっとお尋ねいたします。

篠栗幼稚園の民間移譲及び北北勢門幼稚園の廃園の決定は、今の答弁では令和元年12月の行財政改革大綱に明記されていると、なので、工事が起きた平成31年の2月末時点では、考えてなかったんだ、というような発言をされましたけれども、答弁でしたけれども、町にとってですよ、大切な行財政改革大綱を作成するに当たって、かなりの期間を要すると思うんですね。そして、教育関係に関して言えばですね、その、方針変更するわけですから、当然、教育委員会での協議も必要になるかと思えます。

そこら辺の期間を考えますと、平成31年度の2月末時点では、検討段階だったと思うのが自然だと、私は思うんですけども、その点はいかがですか。

公示、入札後に、教育委員会でも、協議をされたんですか、それとも前に検討されたんですか。

○議長（阿部 寛治） 教育長、どうぞ。

○教育長（太郎良 順一） 3園のありようを検討したのはですね、行財政改革大綱の案が既にありましたので、それを見ながら、そのスケジュールに沿って、3園のうちどのようにするかということを検討いたしました。それが、令和元年の4月以降でございます。

あわせてですね、この行財政改革大綱を、案から、そのものにするといひましょるか、そういうふうな手続がございましたので、それを受けて、具体的に、どの園を、町立幼稚園として残すのか、どの園を民間移譲するのか、どの園を統合するのか、というふうなことを、検討といひましょるか、内々で決めていって、そして先ほど、浦上課長が説明したように、文教厚生常任委員会の中で、具体案をお示しして、スケジュールに乗せていったということでございます。

ですから、最初に文教厚生常任委員会の中で、それぞれ3園のありようを御説明申し上げて、そして、どの園を民間移譲するかということについて、移譲先の検討をその後に行いました。これも、文教厚生常任委員会にお諮りをしながら、現地視察も行っていったということでございます。

したがって、先ほど浦上課長が説明したようにですね、各園の空調設備工事の発注後にですね、そのようなスケジュールになったということでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） これは、ちょっとどうなのか聞きますけど、工事発注後に検

討された、そのあとに教育委員会でも協議をされたんだ、との答弁だと思いますけれども、その、工事発注が終わった後にですね、こういった、もう廃園する、移譲する検討段階に入った時点で、その変更、工事の変更をなぜ行われなかったのがですね、私は工事をしなくてもですね、その検討自体は4月だと言っても、あれ入札は2月ですよ。まあ、何かしらのね、考えはあったと思いますよ。

私は、工事までする必要ない、そこまでお金をかけずに、リースで、例えば冷風機であったり、暖房器具であったり、そこら辺をね、導入すれば済む話だったと思うんですけども、そういった検討はされたんですか。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ、浦上課長。

○学校教育課長（浦上 利浩） はい。

答弁の中でも申し上げましたとおり、これは子どもたちの健康、そして命を守るために行うということでもありますので、そして、また、その3年後、4年後に、閉園あるいは民間移譲となるにしても、その間に、子どもたちがいるのは事実ですので、もう、その辺のリース云々というような検討はいたしておりません。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） あと、入札についてちょっとお尋ねしますが、答弁の中ではですね、分けられた理由として、限られた期間で、素早く工事を行わないといけない、そして幅広い業者にとっていただきたい、というような答弁をされていましたが、その理屈から言ったらですよ、3園とも同じ業者がとっているんですよ。1園目が終わった後、2園目に移るときの入札で、まず、1園目にとった業者を外さないといけないじゃないですか。それは、なぜ、その、外さなかったんですか。

○議長（阿部 寛治） はい、浦上課長。

○学校教育課長（浦上 利浩） その、外さなければならないというようなルール、ルールといいますか、町の事務取扱の規定にはございません。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） ですので、一括でまとめて発注すれば、諸経費がもっと下がるんじゃないんですかと、私は通告書から質問しているんですけども、そこは、改めていかがですか。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○学校教育課長（浦上 利浩） ですので、幅広く地場の業者に受注機会を分配することによる地域活性化の観点から、このようにいたしております。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） ちょっと、もう最後、改めて、もう1回質問しますので。

その理屈からいうと、やはり2回目から外さないといけないんです。幅広い業者に、地元の業者かもしれませんが、そこにとって、いろんなところにとっていただきたいというのであれば、2回目から外すべきでしょう。よく、その意味がよくわからないんですけれども、本当にその理由ですか、その理由からしたら、ちゃんとそこら辺を行っていないように感じるんですけれども。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○学校教育課長（浦上 利浩） ですので、2回目から外すというような事務の取扱いの規則、要領がございません。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 別の質問をします。

答弁の中にですね、3園分けて工事を行う、また一括して行う、ただ3園分けて行いましたけれども、最低価格といいますか、一括でしたのと変わらない、工事費用は変わらないよ、といったような答弁だったと思うんですけれども、諸経費はですね、もともと率で決められていますよね。だいたい1円自体、高くなれば高くなるほど率が下がるわけです。だから、諸経費が下がるんですよ。それは、当然の話じゃないですか。それを同じだって言っているんですね。

そもそも言い値でつけれるわけじゃないからですね、そこら辺は、その、どういう考えで、そういう答弁になったのか、ちょっと理解出来ないなので、もう一度、わかりやすく説明してもらってよろしいですか。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○学校教育課長（浦上 利浩） 入札契約等の事務につきましては、地方自治法施行令、あるいは町の財務規則など関係の法令、あるいはこれに基づいて、内規と申しますか、事務取扱要領としての契約事務の手引き等に基づいて適切に行っております。

そういうふうに、根拠づけられたもの、あるいは、そういう、入札の時点で、入札仕様書に、そういう場合はこうしますよ、というような仕様とかもある、根拠を持った手続で、入札後に、請負金額の減額等を行うことがあるのかもしれませんが、今回につきましては、そういった町の事務取扱要領等の規則にのっとって適切に行っているということでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 私も、今回、契約金額を逆算して考えてみたんです。

直工と諸経費に分けてですね、3園とも分けまして、最後一括にして考えて、率で直したらですね、大体、310万円から安くなりました。私、一括で行ってれば300万円以上は、この工事はですね、安く済んだと認識しております。変わらないというのは、ちょっとおかしいんじゃないかなと思いますね。

もう、そもそもの質問をしますけれども、今まで、学校関係でも、ほとんど一括して工事とか発注していますよね。なぜ、今回分けられたんですか。その理由ってというのは、何かありますか。それか、ほかに分けてきた工事があるのか、同じようなケースですね。そこをお尋ねします。

○議長（阿部 寛治） はい。

○学校教育課長（浦上 利浩） まあ、そのときそのときの、地域経済の状況等々を勘案して、そのときそのとき判断されていると思います。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） 正直に言いますと、課長は技術系の職員じゃありませんので、そういう率とかね、言われても本当にわからないかもしれないですけども、また、この工事の決裁は行うはずですから、その決裁を行ったときにですね、どうでしょう。総務課、財政課、最低でも町長の決裁を受けますよね。その決裁を受けるときに、指示はしなかったのかと、非常に、これは不思議でならないんです。

なぜ、そういった指示を行わなかったのかをお尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 今の、御質問の趣旨は、いわゆるこういう形で入札します、という前段のときの決裁の段階で、一遍にしたらいんじゃないか、ということで差戻しなかったのか、という御質問と理解してよろしいですか。

はい。これについてはですね、私ども地元の業者を、しっかり支援するという立場で、3園それぞれに入札するということについては、そういう、今回の指名審査委員会での決定に基づいて、それでよし、という判断をして、決裁をしたものでございます。あわせて申し上げれば、同日に、3件とも入札をしております、それぞれに地元業者がいるわけございまして、そういうケースは、これまでもいろんな、例えば、下水道の幹線工事であるとか、その他でいろいろあるわけございまして、そういうときに、私どもが、たまたま3件であって、同じ業者が落札したという事象であるというふうに思っております。

ですから、しいて言えば、今、御指摘があったようなことを含めれば、3件、地元、業者に、入札をかけるときに、例えば、入札指名業者に入札するわけですけ

れども、今後、1件を落札したら、その業者から除外するとかいうような項目をつけるべきかどうかは、今後、検討させていただければと思います。

○議長（阿部 寛治） 終わる。

じゃあ、ここで、求められている代表監査に、以上の、今、行政が4点答えましたので、それについて見解を求めるといってございまして、代表監査の御意見をどうぞ。

○監査委員（石内 清之） おはようございます。

8年ぶりぐらいになりますか。この席にお招きいただきまして、誠にありがとうございます。代表監査委員の石内です。

町立幼稚園空調設備設置工事についての御質問に対し、4点にわたり、監査委員の見解を求められておりますので、お答えをいたします。

まず、当該御質問の工事に関する一連の業務については、既に、前監査委員による審査がなされ、決算審査の一連の手続を経て、議会での認定を受けているところでございます。そのことに対し、現監査委員が見解を申し上げることは、監査の蒸し返しとも思料され、適切ではないとは考えております。

しかし、一般質問の通告がございましたので、監査委員として見解を述べさせていただきます。

先ほど、執行部から答弁がありましたが、私も、おおむね同様の考えであり、細部の説明は省略をいたします。多少付け加えるとしたら、1については、無駄遣いと御指摘もあるようですが、無駄とは、広辞苑によりますと、「役に立たないこと、益のないこと」とありますが、今回の工事が、本当にこれに当たるのでしょうか。私は、子どもたちの命を守るために、補助金を有効に活用し、必要な工事が適正に行われたと考えていますし、有用なお金の使い方であったと思っております。

それから4番目については、前監査委員が、令和2年度定期監査結果報告書の中で指摘されていますように、補助金の返還の可能性がありますので、この点には、事務処理に遺漏がないようにしていただきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 監査委員の意見は述べられましたので、次、いいですか。

ここで、監査委員はどうぞ、御苦労さまでした。退席をして結構です。

じゃ、3問目を。

○議員（横山 和輝） 最後の質問は、ニトリ上部に、現在、建設中の物流倉庫開発

についてでございます。

現在、ニトリ上部の大字津波黒111番30に、賃貸用物流倉庫が建設中ですが、この開発に関し、疑問に思う点がありますので、次のとおり質問いたします。

一つ目ですが、この開発は約5.7ヘクタールの用地に2.8ヘクタールを超える敷地を使い、延べ床面積約8万7,000平米の大型倉庫を建設する計画と聞いております。そうすると建造物の屋根に降る雨は、今までとは違い、大量の流水となって、今までにないスピードで流下することになるかと思いますが、当然、その点を考慮した対応が行われていると考えます。まずは、その対応策について簡潔に説明していただきたいと思っております。

二つ目は、令和2年8月27日に、物流倉庫建設区域の下流に当たる津波黒区の関係団体と、篠栗町長との間で平成18年3月31日に締結された覚書が、物流倉庫建設開発に関する事項を追加し、更新されております。

その覚書の内容は、一つ目は、極楽ため池護岸の1メートル程度かさ上げ、浚渫ならびに護岸整備を行い、1万7,000トン程度貯水量を増やすと。二つ目として、現存する開発地内の北側の調整池、約2,500トンの池の底を2メートル程度掘り下げるとともに、開発地区のすぐ下段の駐車場を町で買上げ、3,000トンの調整池を新たにつくると。三つ目は、極楽ため池の現在300ミリの底樋を600ミリに設置し直す。四つ目として、1から3までの、実施しても浸水対策としてなお不十分な場合は、直接、多々良川に排出するバイパス排水路を設置するとあります。しかし、この覚書を読むと、民間が行う開発事業により生ずる洪水対策を、町が肩代わりするとは読み取ることが出来ません。どのように、この覚書を理解しているのかわかりませんので、納得いく説明をお願いいたします。

三つ目ですが、二つ目で申し上げた、令和2年8月27日の津波黒区の関係団体と町長が取り交わした覚書に沿った具体策を令和3年12月19日、同じ関係団体に、都市整備課長名で通知されております。

その水利対策事業計画を要約しますと、一つ目は、極楽池の護岸、浚渫等整備、工事期間は令和3年度から令和7年度の5年間、概算工事費用は7,500万円、二つ目、調整池の新設、工事期間は令和5年度からの10年間、概算事業費は5億円と、その内訳として、調整池新設費が4億3,000万円、用地取得費は6,000万円、分筆測量費が1,000万円。三つ目として極楽池底樋の改修、工事期間は令和8年度からの3年間、概算工事費用は2億円、総事業費7億7,500万円

となっております。

このことを踏まえ次の質問を行います。

一つは、一連の工事は、必要なら開発業者が行う内容だと考えます。それを、議会に何の説明がなく、しかも、一課長が、関係団体に工事費等の掲示を行うなど持っていくのほかだと私は思います。

都市整備課長に説明を求めます。

二つ目としてこの説明資料によりますと、既に令和3年度に、極楽池の整備を行ったとありますが、この工事の詳細について説明をお願いします。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 答弁を求めます。

はい、町長から、

○町長（三浦 正） ニトリ上部に、現在建設中の物流倉庫開発に関連しての御質問でございました。

本開発行為に関しましては、雨水排水に関する計画についても、福岡県が示す開発行為等の審査基準や、林地開発許可申請の手引きに基づく開発行為によって、元の状況から変化した排水量に対し、下流の水路等における流下能力や増加した流量を算出し、場合によっては、敷地内において、貯留施設を設置し、雨水を一時的に貯留することで、下流への流量を低減させるなどの措置を講じることになります。この時に用います降雨強度式についても、福岡県が提示したものを採用しております。

本開発は、その開発行為によって生じる排水量の差を適正に処理することが出来ているかを、県が審査し、適正であると判断され、許可したものであります。

地元との覚書の要約について、議員からお話がありましたが、これらのことを踏まえて御質問の各項目につきましては、都市整備課長から答弁をいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、堀課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 議員がお尋ねの、物流倉庫の建設につきましても、県との協議により、開発敷地内に調整池を設置することで、降雨時の雨水排水に対応することで、許可をいただいております。

一方、周辺地域にお住まいの方々は、平成11年や21年の豪雨災害による被害の状況や、近年、各地で起きております線状降水帯による豪雨の状況を鑑み、十分な対応を求めたものとして、開発行為者に対し要求をされております。しかしながら、その規模は、開発行為で許可を受けたものを超えるものであり、開発行為者が対応するには限度がございます。開発に至るまでの事前の協議に関し、開発行為者

側からの地元への説明などの対応が不十分であったため、この開発への不信感を募らせていることが、根本にあるものと思われませんが、流域として、豪雨災害などによる、普通河川や水路の氾濫被害の対応は、町が行うことになると考えております。

地元としては、不安を解消するための施策を求めたものとして、覚書がありますが、地元の対策委員会からは、その中で、どのように進めるのか、より具体的なものを求められたことに対しまして、提示をしたものでございます。

当然、議会承認を得ていただいたの予算執行となるわけでございますが、工程は予定であり、変更となる可能性があることを、あらかじめ、記した上で、提示させていただいた次第でございます。

今年度、施工しております極楽池の護岸整備につきましては、水位の上下動による、道路に接する護岸部の侵食を防ぎ、兼用護岸部としての構造や、ため池の貯留施設の強化を目的として、自然法面分を練りブロック積みの擁壁に改修する工事を、今回実施しております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁が終わりました。

再質問、どうぞ。

○議員（横山 和輝） 答弁を聞く限りでは、ちょっと意味がわからなかったのですが、確認の意味も込めて質問したいんですが、町としては、例えば、流水の量の計算式とかいろいろあるんでしょうけれども、企業側はルールに基づいて開発許可申請を出してきたと、町は、計算どおり、ルール上でやっているのも問題ないということでも許可を出したと、だったら、それを地元で説明すればいいだけじゃないですか、と思うわけなんですね。その覚書まで交わす必要がないと思うんですよ。

それと、その、そもそもの話を聞きたいんですけども、今、工事は行われていますけれども、この段階で、洪水対策をしなくても、今、問題ないというような言い方を、多分、恐らく、私の解釈では、今の解釈では、洪水対策をしなくても問題がないという答弁だったと思うんですけど、その、どちらなのかをね、まずはっきりさせていただきたいんです。洪水対策は、今、しないといけないのか、それともしなくても何も問題ないのか、そこを答えてもらっていいですか。

○議長（阿部 寛治） はい、堀課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） はい、今の御質問の中身ですが、この開発行為というものにつきましては、開発行為が行われる敷地の範囲内、ここにおいて、変化がもととなる算出となります。

実際に雨が降ります場合につきましては、その場所のみに計算規模の雨が降るということは限りません。実際に雨が降るときは、局地的な豪雨であったとしても、ある一定の地域に一斉に降るわけですね。そういった場合に、この計算上の部分以外のところからも、当然、雨が降って流れ込むわけでございます。

そういった事象に対して、地域にお住まいの方は、過去の、11年ないし21年の災害に対して、そういった実例をもとに、不安が生じているというふうに感じております。そのことに対して、対策を求めているらっしゃいますので、それに対してのものであると私は認識しております。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） ですので、その対策がですね、必要かどうかの話なんですね。言ってみれば、そこの敷地内だけで計算になりますといっても、その敷地をつくったことによって生じるわけですから、それに対する対策が、町として必要なのか、覚書まで交わしてですね、そこが、ちょっとよくわかんないんですよ、今の答弁によってですね。必要がないのか、あるのか、もうそこだけで大丈夫ですので。

○議長（阿部 寛治） はい、堀課長、言えますか。

はい、どうぞ。

○都市整備課長（堀 雅仁） まず、開発行為についての分でございます。

これについては、先ほど申し上げましたとおり、県の一定のルール、開発行為に関する、一定の基準とかそういったものに基づいて計算をされて、それは、県の都市計画の審査と、関係部署からの審査を受けた上で、それは可というふうに判断されております。

それについては、その部分は可ということに関しては、間違いないことであると思いますが、先ほど申し上げましたとおり、事象はそこだけで起こるわけではございませんので、その分に対して求められたものとして、町としてはどうするのかということ、今やっているというふうに、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） いや、今の答弁だとですよ、工事をしました、と、それによって周りに水が流れます、と、それを町がします、というように聞こえるんですね、今の答弁だと。いや、それは、工事を行った開発企業が行わないといけないと思えますけど、そこは。なぜ、町がですね、そこを考えないといけないんですか。それは、どちらかという、町は、指導しないといけない立場じゃないんですか。特に開発に関して言えば。そこは、どういった考えなんですか。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） まずは、その開発行為に対しての指導ということについてはですね、今、県が審査の上で行った部分であることが適切というふうに考えておりますので、それに対して、町が指導することにはならないと感じております。これは、権限自体も私どもが持ち合わせているものではございません。

ただし、今、行っている事業については、先ほども申し上げましたとおり、地域の方々の事象に対しての不安、それに対しての工事でありますわけです。実際に、今、申し上げましたとおり、今、考えられないような、豪雨が生じております。その中で、地域としてどのような形で、改善策を行っていくのか、その中の一環として、今、現存するため池の機能をですね、有効活用して、これを、機能として、活用させていただきたいというところの中で、今、工事を行っているふうに捉えております。ただし、その部分につきましては、当然、道路ないし管理しているその他の物件もございます。そういったものを、総合的に判断して、今後、有効活用していく中で、1番最適と思われる方法を選択しながら行っているというふうに考えております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） ちょっと、混乱してきましたけど、今の答弁聞いていてですね。私、改めて言いますが、私の考えとしてはですね、当然、開発行為を行ったことによって起きた現象、あれだけ、実際、現地見ましたけど、相当大きいですよ、あの倉庫は、それが全部コンクリートになるわけですから、それだけ水が流れますよね。それに対して、それが原因で対策を行わないといけない、というのは、当然、開発業者だと私は認識しております。

なので、ちょっともう、ここはもう、余計、同じこと答弁すると、余計、私も混乱してしまいますので、ちょっと質問変えますけれども、覚書の内容ですね、これ、本当に行う予定なんですか、ということが一つですね、もともとある、調整池をですね、2メートル掘り下げるってあるんですね。まず、そこに疑問があるんです。それを、どうやって掘り下げるんですか、と。

今、現地見に行ったらですね、その調整池の上にはですね、立体駐車場が出来てます。4階か5階か、ちょっと、数は数えてないですけど、かなり大きいものですね、そこを、調整池を、のぞきこんで見ましたけど、あそこ重機が入りませんよ。どうやってまず2メートル掘り下げるのか、人力でするのかもしれないけど、

何千トンというのはですね、そこが1点ですね。

もう1点、場所、場所です。事業用地ですよ、あそこ。いってみれば、私有地に対して、町がですよ、公費をつぎ込むことができるのかという、これ行った時点で、まあ、なんていうんでしょう。これ、犯罪ですよ。犯罪というとあれですね、この場で、使うことが適してないと思いますので、ちょっと言いかえますけど、違法行為に当たると思います。

そんな、出来ないことを覚書に交わしたというのが、私は信じられないんですけど、そこは、もし、できるというのであれば、どういった方法にするのか、詳しくね、説明していただきたいんですけども、よろしいですか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長、どうぞ。

○町長（三浦 正） もともと、令和2年3月11日に津波黒区において、区長様と水利組合長様から、要望を、私宛てにいただいたというのが前段でございます。

これについては、それに基づいて、私どもが協議を進めていったわけでございますが、いいのかな。いいね。

そこに書いてあったのが、30年確率で、降水量の際、開発地が全てコンクリート化されますと、1時間に6,000立方ミリもの降雨量となります。開発地の横の調整池の容量約3,000立米を6,000立米に拡大していただきたい。に、極楽池の底の排水工を300ミリから600ミリに大きくしていただきたい。極楽ため池の法面を削って容量を大きくしていただきたい。以上です。よろしく願い申し上げます。という要望書をいただいたわけでございまして、これについて、度々、地元の関係者の皆さんと協議をしていきます。そんな中で、順を追っていろいろやっていってみましょう、その中で危険を感じるようであれば、いろんな策を講じましょうね、という中の項目が、先ほど質問の中でお話があった内容でございまして、都市整備課長との間で、覚書として結んだものでございます。

覚書として結んだ経緯は、口頭で、こういう手順で行っていきましょう、というふうに申し上げておりましたが、津波黒区においては水利組合も含めて、自分たちも口頭で言われても、地元民に説明しがたい、という中で、何か分かるものをくれ、ということで、そういう覚書という流れにしたわけでございますが、実際、これに一つ、今、法面を、極楽池の法面を、ちょっと、かさ上げするための工事を、順次やっていっておりますが、それによって心配ないということであれば、そこまでで終わると思うし、それでもやっぱりもう少し心配だ、ということであれば、底樋を300から600にするというような工事もしなければいけないかもわかり

ませんが、そういう状況といいますのもやっぱり、冒頭、都市整備課長から申し上げました、平成11年、21年の、いわゆる流田地区まで含めたところでの大きな災害、これについては、私ども、水路をもう一つつくって、万全の体制にしているつもりではございますけれども、まだまだ心配だという地元民の要望に建設的に応えていくために、心配な状況が起こった場合には、手順において、こういうこともやっていきますという覚書でございます。

ですから、当然のことながら、民地を、じゃあ、そこに池を掘るということになれば、当然、交渉をしていかなければいけないし、その交渉が難しければ、別のところを考えなければいけないし、その前段として、私どもはまず、極楽池の壁面をかさ上げするという工事は、これは絶対今できるよね、というところで、その一部を、令和3年度の事業としてやったものであります。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 今、町長の答弁を聞いていまして、極楽ため池のかさ上げをすることはできると、その理屈としては洪水対策、今後、雨量が多い雨が降ったときのための対策だったら分かるのですが、やはりそれが、その工事ありきであれば、それは町がすることでしょうか、と。

そう、それをしていったらですよ、篠栗の中でも開発していますけれども、あれやこれやと、町のお金を、もう、つぎ込んでいかないといけない。

やっぱりね、そこはね、ちょっと納得しがたいんですね、町長の言っていることが。工事ありきのことなのか、それとも工事関係なしに、例えば、そうですね、国の指示によって洪水対策をしないといけないと、広域的にですね。その一環としてやるのか。そこはいかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） ちょっと、最後の部分が聞こえなかったんですけど、何の一環としてということですか。

○議員（横山 和輝） その、町の広範囲的な一環としてですね、国からの指示によって、洪水対策をしてくださいと指示があった場合の一環として、そういうかさ上げを行うのか、それとも工事ありきで、そのかさ上げをするのか。そこはちょっと、はっきりしてもらいたいんですけど。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 都市整備課長からも申し上げましたように、雨というのは、例えば、開発行為を行った土地のところだけに降るものでは決してございません。

極楽池の北側の、いわゆる久山との隣地のところ、あるいは極楽霊園のほうからも、ずっと雨が流れてくるかもわかりません。

そういう意味で、全体的な水害対策というか、災害のための準備として必要な工事は、今後もやっていかなければいけないというふうに思っておりますが、まず、第1弾としてこれをやって、数十年に1度でございますので、何とも言えないところではございますけれども、実際、私どもも、昨年でしたか大雨が降ったときにも、全く心配ない状況だったね、ということで都市整備課長と確認したところでもございますので、今後、どういうふうな形で、この、津波黒地区、田中の流田地区に対する防災工事をやっていくかというのは、都度、検討していきながら考えていかなければいけないと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） 町長の答弁、途中で聞いていまして、先ほどの答弁ではなくて、前の答弁なんですけれども、地元住民と話し合って、まずはかさ上げをすると、掘り下げることについては、出来なければほかのことを考えると、そういった答弁だったんですけれども、ということはどうなんでしょう、覚書に、今、これですね、恐らく津波黒関係者もネット配信を見ていると思います。先日お話ししたらですね、町長と、都市整備課長がどういった発言をするのか気になるので、みんなで見ると言っていましたので、その点も考慮して答えてもらいたいですけれども。

その2メートル掘り下げる、それは出来たらする、出来なかったら他のことを考える、といったような答弁でしたけれども、あれはもう、そういった考えでよろしいですか、出来なければしないと。行う、とは言わないと。

必要だと、そもそもですね、必要だと、必要なきいつて何なんでしょう、と私は思いますけど、今、必要なければ、必要ないんじゃないですかと思いますし、今、必要なら必要だと思いますし、その基準値を超える雨というのは、それはもう、話は別ですから。実際、この覚書の内容を行うのかどうか、そこをね、一度ね、お答えください。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 度々申し上げておりますように、順を追って工事をやっていて、まだ心配であれば次の工事を行っていく、というふうな認識で私どもも捉えて、当日も説明して、覚書に至ったと理解しております。

今、必要だからやれる、とかいうようなことが、防災に対して言える話では全くございませんので、今やらなければいけないから今やる、ということのために、私

どもも、しっかりやっているわけではございませんで、将来、こういう状況だった、例えばこれぐらいの雨のときに、9割5分水かさが増して、あと一歩だったなあ、じゃあ次のときには、漏れるかもしれないから、今、工事やろう、と、そういうふうな判断でやっていくのが防災工事ではなかろうかというふうに理解しておりますので、そういうふうに、議員におかれましても御理解いただきたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） ちょっとね、やっぱり意味が少しわからないんですよ、許可を出しているわけですね、今の状態で問題ない、という許可を出して、ただ今後必要ならば、工事を行う。本当、今後って何なんでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○町長（三浦 正） 少し勘違いしてらっしゃるんじゃないかと思いますが、許可は県がするんですよね。県がしていることを、私どもと一緒に判断してもらっては困るわけで、県がこの工事、この物流センターの開発行為に対して許可しているわけでございます。

私どもは、周辺地域の防災対策として、心配なようだから、次の工事をやっていきますよ、という流れで、地域と御相談申し上げているわけです。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 県が許可を出す、と言われましたけれども、許可云々じゃなく、町はじゃあ一体何をするんでしょう、という話ですよ。

それでしたら、直接県に許可を、業者がですね、業者といいますか、開発業者が、出しに行けば済むだけの話ですし、ということは町が関与しないってことですか。

町が、これで問題ないといった副申書をですね、県に届けたんじゃないですか。

今の答弁だとですね、町はノータッチだというふうに聞こえたんですけどそこはどうなんでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 一言も、私は、町がノータッチだったというようなことは申し上げておりません。

県が許可したんだということを申し上げただけでございます。

○議長（阿部 寛治） はい。

○議員（横山 和輝） 町としては責任はない、ということよろしいですか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 町が責任がない、ということも一言も申し上げておりません。

私どもは、地域住民の安全安心を守るために、防災対策として、工事はしていかなければならないと考えて、これからも、しっかりと地域住民の方々と御協議していきながら対策を進めてまいります、ということ、再三申し上げているところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい。

○議員（横山 和輝） そうなると、やっぱり、ちょっと質問が戻ってしまうんですよね。

なぜ、町がそれをするんですか、という話なんです。それ、開発事業でしょう。開発の人がそれをするべきでしょう、それでしたら、なぜ、その、町がね、考えて、今後、考えてやっていかないといけない。

まあ、別に工事がなくして、そういうならわかりますよ。でも、工事ありきじゃないですか。

そこはね、今の答弁でも、よくわかりません。

ただ、もうこれ以上、答えてもらっても、水かけ論になりますので、もう、質問いたしません、ちょっと技術的なことで、お尋ねしたいと思いますので、都市整備課長にね、お尋ねしたいんですけれども。

ちょっと、覚書の内容に戻りますね。2メートル掘り下げるとありますけれども、言ってみれば、導水管がありますね。導水管の下を2メートル掘り下げるといことなんでしょうけれども、そこを掘り下げてもですね、水たまりができるだけですよ。それ、この覚書で2メートル掘り下げるといのは、どういうつもりで主張したのか、その導水管まで移動させるんですか。あれ、工事費用すごいかかりますよ、そうしたら、地元の方から、こういう要望があったから、それを覚書交わしたと言いますけれども、当然、検討はされているでしょうから、一体どういうことなのか、答えてもらってよろしいですか。

○議長（阿部 寛治） はい、堀都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） まず、掘り下げる部分についてのことなんですが、これは覚書を取り交わしていった最中というのが、当然、まだ開発の行為許可を、その開発行為者が行っていた途中の時期なんです。で、この調整池につきましては、その以前の時点において、平成18年か19年だと思います。その土地についての、当時の状況から、大型駐車場か何か、駐機場をつくるために、造成を行っているようです。そのときに、この調整池を構築されてあります。

ここに述べられています、3,000トンの部分を確保するというところで、2

メーター掘り下げるという作業につきましては、開発行為者側で、もともとあった調整池を改修して、その容量を確保するということでのものだと、私は、理解しております。

そういう意味で、その部分が行われたというふうに、ここには述べられていますけれども、その協議中のことをごさいますので、その中でこの行為が行われたというふうに、私は認識しております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（横山 和輝） ちょっと待ってください、今の答弁なんですけれども、先に、今の答弁だとですね、先に覚書を交わしました、そのあとに開発申請書が来ました。開発申請書の中に2メートル掘り下げると同じような内容のことは書いてあったので、それが採用されたと。

ただ時系列に直すとですよ。先に開発申請書が来ているんですよ。先に開発申請書が来て、先ほど答弁があったように、横を少しカットして何千トンか増やすという、それを、それに対して何も問題がないと、雨水排水も考慮しているので、町としては特に支障ないと判断すると、調査副申書にですね、明記されて、押印されたのがですね、令和2年3月27日ですよ。

その5か月後にこの覚書を交わしているんです。

つまりもう最初から、横のカットして問題ないと言っておきながら、5か月後に地元の方と、2メートル下げますよ、って言っているわけです。

ちょっとおかしくないですか、それは、今の答弁とは逆なんです、今のは。

私は、ちょっと、今の答弁の意味がよくわからなかったんですね、問題ないと言っているながら、なぜ2メートル掘り下げるとかろうと思ったんですけど、今の課長の答弁だと、最初は2メートル掘り下げると言いましたけれども、申請書によって、掘り下げなくてもいいようになりましたよ、と。

私は、逆と思うんですが、そこどうなんですか。

○議長（阿部 寛治） はい、堀都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 2メートル掘り下げる、という内容についてが、そもそもの容量からその分を増やすというところの内容の部分も含めて、そこの確認の中で、その部分が入っているというふうに私は認識している、ということでお答えした次第です。

もともと、そこに設置されていたものがあります。ただし、そのものについては、

今回、開発するときに、容量を確保します、ということで、その計画の中で、掘り下げることがされてありましたので、そのものを、この確認の中で織り込んであったので、その部分が入っているというふうに私は認識しているんですけど、そこが。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） つまり、覚書に書いてある、2メートル掘り下げるとするのは、もう既に掘り下げた後だと、掘り下げるといふより、もともとあったスペースだという認識でよろしいんですか。

新たに、そっから下げるっていうわけじゃないんですね。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○都市整備課長（堀 雅仁） ですから、その計画の中で、もう、もともとあった計画に対して2メートル下げて、その容量を確保していますよ、ということがうたわれているので、そのものをそういうふうに行われているというところの確認の中で、その表現があったというふうに私は認識しているということです。

○議長（阿部 寛治） はい。

○議員（横山 和輝） わかりました。

それでしたら、わざわざ覚書に。

○議会事務局長（佐伯 和久） あと3分です。

○議員（横山 和輝） 時間がないですか。

失礼いたしました。

明記するまで、必要なんじゃないかと思えますけども、それでは、もう一つですね、ちょっと専門的なことを聞きたいんですけど、導水管の大きさを見たら1,200ミリあるんですよ。大きいですよ、1,200ミリ。

あれ、水たまったら、じゃんじゃん下に流れますよね。なんで、そのもともとある調整池はですね、その調整能力があるのかどうか。あれだけの導水管を設置してですね。

ちょっと専門的なことなので、課長にお尋ねしたいんですけども。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○都市整備課長（堀 雅仁） そもそも、この一帯の開発行為が行われたときに、もともとは、雨水排水として、道路の下に埋設されておりますので、口径については、従来の管自体が、1,200で設定されておりました。

これについては、恐らくいろんな障害等が起きたときに、人的にそこに入って、

管理ないし確認ができるように、それだけの大きさのものを据付けられたものというふうに、私は認識しております。

調整池の排水につきましては、当然、その調整容量を確保するために、排出口については、ある一定の口径に絞り込んであります。

ですから、1,200のヒューム管があったとしても、その全量が、その状態で流れるような形で設置されたものではない、というふうに私は認識しております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） よろしいですか。

はい。

○議員（横山 和輝） 最後に、もう時間もないので、最後、質問しますけれども、まあ、今日の答弁を聞いてですね、やっぱり、いまいち、ちょっと混乱しているわけですよ。今後行うだとか、許可したとか、県が許可したとかですね。

そして、課長は実際、課長名ですね、今後どう、10年間かけてこうしますよ、というスケジュールも出しているというわけですね。

最後はもう、シンプルに質問いたします。

この、特に課長が、地元の方にですね、出した日程表、スケジュールですね。

これは行うんですか。

それとも行わないんですか。

そこをちょっとシンプルに聞きたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、堀課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 当然、今から行っていく内容につきましては、地元の方と十分に協議が必要になってくると思われれます。それが1点です。

そして、なおかつ、その計画に基づいて行う際には、予算要求をかけなければいけません。それにつきましては、議会の皆様方に、十分な審議をしていただいて、その上で、予算の執行が適正かどうか、ということをお判断していただくことになると思います。

○議長（阿部 寛治） はい。

○議員（横山 和輝） ちょっと、最後と言いましたけど、もう一つだけ質問させていただきます。

では、失礼します。

ちょっと、議会に説明、そういうのがあたっていうのはいかがなものかなと思います。

私も今回の件ですね、議会で説明を受けずに、地元の方からですね、こういったことが起きているという資料をもらってですね、話聞いても、これどういうことかと思いましたよ。先に議会で説明するのが先じゃないですか。

金額まで、そもそも、一課長、一課長という言い方も失礼ですけども、その、提示して、いいものかどうかというんですね、あまり、私は適正ではないと思うんですけど、1分切りましたんで、もうこの辺で、答弁要りません。

これで終わりたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい。

○町長（三浦 正） 答弁させてください。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○町長（三浦 正） あの私ども、本件に限らず、水利組合の覚書とか、それぞれ農区への覚書とか、いろんな覚書を執行権の範囲内で結びながら、いろんな実行をやっているわけで、議会として、議会の総意として、こういう案件については、議会にも事前に説明してほしいというような、議会の総意として判断をいただければ、今後、そのように対応したいと思いますので、議会の中で十分御検討いただければと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（阿部 寛治） はい。

以上で横山議員の一般質問を終了します。

お諮りします。

1時間を経過しましたので、ここで暫時休憩、10分間、25分から再開いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時23分

○議長（阿部 寛治） 全員おそろいですから再開いたします。

質問順位2番、田辺弘之議員。

○議員（田辺 弘之） 議席番号6番、公明党の田辺弘之でございます。

今回は、マイナンバーカード普及の取り組みについて質問いたします。

私、議員になって初めての一般質問で、このマイナンバーカードの普及について質問しましたが、平成28年7月からマイナンバーカードの交付が開始され、もう6年たちました。

現在、開催中の第208回通常国会においても、政府は2020年度末、来年3月末までに、ほぼ全国に行き渡ることを目指して取り組む、との答弁があり、篠栗

町としても、さらなる、マイナンバーカードの普及に取り組み、マイナポイントの付与や健康保険証としての利用、迅速な確定申告、また、町でも、住民票などコンビニ交付と利便性が浸透してきております。

ただ、その反面、個人情報という観点から、安全なのかという声もあり、マイナンバーカードの取得に不安を感じている方もいらっしゃいます。

個人情報の安全管理の方法については、国や各自治体が一つの共通データベースで一元管理するのではなく、各自治体や諸機関がそれぞれ中間サーバーで、番号制度が導入されても、従来どおり、個人情報は、各それぞれの自治体が保有し、分散管理をしていることから、安全性は大丈夫だと考えられますが、なかなかその仕組みを理解することは難しく感じられます。

そこで、これらのことを踏まえて、次の質問を行います。

一つ、マイナンバーカードの発行状況と、どういう普及への具体的な取り組みをしているのか。

2番目、マイナンバーカードの利便性、安全性はどうなっているのか。

3番目、住民票などを取る際、周辺自治体は、窓口よりも、コンビニで取得した場合のほうが、手数料が安いところもあります。篠栗町では、窓口もコンビニ取得も同じ手数料ですが、下げるのは可能なのでしょうか。

4番目、健康保険証としての利用や通帳へのひもづけなどはこれからですが、本格的に始まった場合、そのやり方など、今後のマイナポイント取得のサポートはどうやっていくのか。

5番目、現在、確定申告が行われておりますが、電子申告利用状況はどうか。

6番目、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限があると思いますが、これはどうなっているのでしょうか。

以上、答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。

はい、町長。

○町長（三浦 正） 田辺議員から、マイナンバーカード普及の取り組みについての御質問をいただきました。

お話にありましたように、内閣府が示しているマイナンバー制度の導入のポイントは、国民の利便性の向上、行政の効率化、そして公平・公正な社会の実現にあり、その際の本人確認方法として、マイナンバーカード1枚で番号確認、プラス、身元確認が可能な唯一の書類とすべく、国が、全国民に所持すべく推進しているもので

ございます。

武田前総務大臣から在任中に、令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指す、との書簡が、全国の市町村長に発せられました。

その中で、令和3年度については、50%を目標とすると明記されていました。そうした国を挙げての交付率を高める動きに呼応して、篠栗町においては、所管課である住民課が、あらゆる機会を使って、マイナンバーカード交付率のアップに向けて努力しているところでございます。

そうした状況を踏まえて、住民課長から、御質問の各項目について答弁をいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、住民課長。

○住民課長（有隅 哲哉） それでは、1番目の御質問、発行状況、普及への具体的な取組状況の御質問にお答えいたします。

まず、マイナンバーカードの発行状況につきましては、令和4年2月末現在、1万6,782人の方が申請され、1万4,568人の方に交付済みでございます。

交付率としていたしましては、46.19%で、この1年間で、交付率が2.2ポイント増加いたしました。

マイナンバーカード交付率50%を、令和3年度の目標に掲げ、窓口体制を強化し、様々な普及活動に取り組みました。

具体的な取組状況につきましては、夜間窓口を月1回、休日窓口を月1回実施しております。

また、マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアでの証明書交付の利便性を町民の方にアピールし、令和3年2月に運用開始後、1年間で、住民票と印鑑証明書だけではありますが、証明書の約1割、1,558通をコンビニで交付しております。

また、マイナンバーカードの出張申請受付にも取り組みました。

コロナ禍にあって、しばらく自粛をしておりましたが、感染予防対策をしっかりと行った上で、実施いたしました。公民館や児童館、企業や病院・老人施設などに役場職員が土日関係なく出向き、合計45回、269人の申請を受け付けいたしました。また、町内にお勤めの方で、篠栗町民の方でない方にも、申請のサポートを行いました。

外出が困難な方、仕事が忙しくて、なかなか役所に行けない方にも、ぜひマイナンバーカードをつくっていただき、2022年度末までに、全ての方にマイナンバ

ーカードをお届けできるよう、今後も取り組んでまいります。

次に、2番目のマイナンバーカードの利便性・安全性は、の御質問にお答えいたします。マイナンバーカードの利便性につきましては、マイナンバーカード1枚で、様々な場面で活用できることをごさいます。

マイナンバーカードは、顔写真つき身分証明書や健康保険証、お薬手帳として利用できるほか、コンビニで住民票などの各種証明書の取得が可能です。また、各種行政手続のオンライン申請や確定申告にも利用出来ます。篠栗町では、令和3年2月から、午前6時30分～午後11時まで、365日、全国のコンビニエンスストアで取得できるようになっております。

健康保険証、お薬手帳としての利用につきましては、令和3年10月から、既に運用開始されております。また、令和4年1月からは、コロナワクチン接種証明書が、マイナンバーカードを活用して、スマートフォンに搭載できるようになりました。

2024年度には、運転免許証との一体化、2025年度には、外国人の在留カードとの一体化が予定されております。今後、ますます、利便性が向上いたします。

また、マイナンバー制度に関する安全性につきましては、本人確認や個人情報保護委員会による監視などの制度面における保護措置に、個人情報の分散管理や情報連携にマイナンバーそのものを利用しないなど、システム面における保護措置が設けてあります。

マイナンバーカードは、顔写真入りのため、落としても、他人が使うことが出来ないことで、悪用は困難でございます。また、オンラインで使用するには、本人しか知らない暗証番号が必要ですし、不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組みとなっております。プライバシー性の高い情報は、マイナンバーカードのICチップに入っておりませんので、税や年金などの情報は、各行政機関において分散して管理されております。万一、紛失、盗難にあっても、24時間365日体制でカード利用をストップできるようなシステムとなっております。

次に、3番目の住民票など手数料を下げるのは可能か、の御質問にお答えします。

町では、住民票及び印鑑証明書について、令和3年2月からコンビニ交付を開始しておりますが、令和2年度のコンビニ交付導入時に、手数料検討委員会で検討した結果、費用対効果の面から、コンビニでの証明書手数料は、窓口負担と同額の300円といたしました。

現在、コンビニ交付委託手数料として、1件につき180円、また令和5年度か

らは、別途年間35万円程度の運営負担金が発生しますので、今後、費用対効果と近隣市町村の動向を鑑みて、検討してまいりたいと思います。

次に、4番目の今後のマイナポイント取得のサポートの御質問にお答えします。

マイナポイントの取得方法については、マイナンバーカードを交付する際、個々に説明しております。

令和4年1月1日からは、第2弾マイナポイント事業が始まり、マイナンバーカードの新規取得で5,000円分のマイナポイントを受け取ることが出来ます。また、令和4年6月からは、健康保険証の利用申込みで7,500円、交付金受取口座を登録することで7,500円、最大2万円のマイナポイントがもらえるようになります。

マイナポイントについては、6月から拡充されますので、住民の皆さんからの問合せが多くなることが予想されますが、真摯にサポートしたいと考えております。

次に、5番目の確定申告の電子申告利用状況についてお答えします。

確定申告については、令和3年中の電子申告件数は2,315件でした。令和3年末のマイナンバーカードの交付枚数は1万3,929枚でありますので、割合としては16.7%の方が電子申告を行ってあります。

次に、6番目のマイナンバーカードの電子証明書の有効期限は、の御質問にお答えします。

公的個人認証サービスで使用する電子証明書の有効期間は、電子証明書発行の日から5回目の誕生日までとなっております。

マイナンバーカードと、電子証明書には、有効期限があり、有効期限が過ぎた場合、マイナンバーカードを身分証明証として使えなくなるほか、e-Tax等の電子申請やコンビニ交付などが使えなくなりますので、5年ごとに更新していただくことになっております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁は終了しました。

再質問、はい、どうぞ、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） まず初めに、マイナンバーカード交付のために、職員の皆様が、土日に関係なく出られているということで、本当にありがとうございます。

篠栗町は、結構、交付率は高いと思うんですけども、非常に便利は便利なんですけども、このマイナンバーカードのチップには、プライバシー性の高い情報は今のところ入っていないということなんですけども、現在は、各行政機関において分散し

て管理されているとのことですが、今ですね、デジタル庁が主導いたしまして、自治体基幹業務システムの統一化がどんどん進んでいます。そしたら、何か統合されたときに、今までの篠栗町の住基システムとの連携などをさせる場合、その安全性はどうなるのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○住民課長（有隅 哲哉） 住基システムですけれども、住基ネットに保有されてあります情報というのは、住所と氏名と生年月日と性別の4つと、あと、個人番号、住民票コード、これらの情報、本人確認ができる情報だけしか入っていませんので、そういうことが法律で明確に決められております。

それと、住基ネットにつきましては、決められた行政機関の中でも操作できる方が限られておりまして、操作者識別カードとパスワード、これを使わないと住基ネットにアクセス出来ないようになっております。

また、もしかしたら自分の情報が漏れているんじゃないだろうか、ということで、使われたことを知りたいといった方は、福岡県知事に対しまして、いつ、どの行政機関が、何が目的で、住民の方々の本人確認情報を利用したか、開示請求することができるようになってございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（田辺 弘之） 今の件ですけれども、今までに篠栗町で、そういうことはあったのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○住民課長（有隅 哲哉） 私が、存じ上げているところでは、そういった申請は受け付けしておりません。

○議長（阿部 寛治） はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） はい。

次はですね、住民票を少し、うちは窓口と同じ金額で、今お聞きしたところ、手数料が1件につき180円とのことでございますけれども、昨年の議会では、証明書1通当たり117円と説明されておりました。何でかな、と思う部分と、あと糟屋郡のほかの町の手数料はどうなっているのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○住民課長（有隅 哲哉） コンビニ委託手数料ですけれども、昨年までは、1通当たり117円でございます。今年、令和4年度から180円に値上がりしたよう

な形になっております。

糟屋地区内の手数料ですけれども、古賀市、新宮町、志免町、粕屋町、宇美町が250円で50円安くなっております。また、須恵町は、当初300円でしたけれども、昨年の11月から手数料を値下げされまして、200円に改定されております。久山町は、今のところ、コンビニ交付は実施されておられません、ですから、300円のままだと思いますが、また近隣市の飯塚市、宮若市におきましては、300円での交付となっております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 値上げ前に、安くしてもらったら助かったんですけども、それとは別にですね、埼玉県の入間市、ここではコンビニ利用は、今、答弁で10%ぐらいと言われましたけども、入間市は3%しかないの、ここは住民票と印鑑証明、それに戸籍もとれるようになっていきます。戸籍は450円なんですけども、コンビニ交付に関して、マイナンバーカードを進めるためにですね、来年の3月まで10円と太っ腹なことを行っているみたいです。

それとか、大野城市では、スマホを利用して、料金は窓口と一緒になんですけれども、それプラス郵送料をやれば、家に送ってもらえますよ、ということもされていますので、できるだけですね、こういうことも含めて、マイナンバーカードの普及の工夫をですね、どうかよろしくお願いいたします。

それは要望。

次いいですか、もうそのまま。

○議長（阿部 寛治） はい。

○議員（田辺 弘之） 申告のですね、電子申告の状況について、税務課長に聞いたんですけども、今、電子申告は、去年2,315件とありましたけども、窓口にくられた方と、実際、家でやられた方の数とかは、別々に分かるんでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○税務課長（進藤 功次） 税務課です。

マイナンバーを利用して自分で申告された人数との御質問ですが、マイナンバーカードを利用せず国税庁に送信された場合も、システム上、電子申告として一括集計になりますので、電子申告全体数での御報告になります。

令和4年の確定申告については、現在、確定申告期間中ですので、まだ集計は上がっておらず、昨年、令和3年1月から12月中の電子申告数は2,315件でし

た。次に、役場に来て電子申告をサポートされた人数ですが、令和3年の申告期間中、会場内には、予約制の来場者に加え、電子申告ができるブースを2か所設置しました。パソコン等が苦手な方には、専門の職員を配置し、電子申告をサポートしています。申告期間中には、約200名の方が、このブースを利用して電子申告されてあります。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、田辺委員。

○議員（田辺 弘之） 私も、今年初めて、e-Taxは毎年やっているんですけども、マイナンバーを使ってやったら、最初わからなくて、マイナポイントと連携させてしまって、1時間以上ぐるぐる回って、全く出来ないんで、もうどうしようかな、と思って、読み取り機を買っていましたので、やったら、もう数秒で出来てそして、なおかつですね、今まで書類を全部貼り付けて、保険とか、送っていたんですけども、何もそんなに要らないと、ポッと押したら、本当にこれでいいのかなあ、と思って、税務署に電話かけたら、本当にいりませんということで、今までで1番早く確定申告戻ってまいりました。

いいな、と思ってですね、こういう利便性もあるので、これから先もですね、よろしくをお願いします。

最後ですけども、このマイナンバーカードの電子証明の有効期間、5年って言われました。これ、期間が切れた場合、知らなくてコンビニなんかに行ったら、使えないとかいうこともあった場合があると思うんで、この5年の周知はですね、どういうふうに、5年切れましたよ、という周知なんかは、役場ではされるんでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、住民課長。

○住民課長（有隅 哲哉） マイナンバーカードの有効期限ですけども、5回目の誕生日が来るまで、ということとなっております。

運転免許証と同じような形で、これは、地方公共団体情報システム機構からというところになるんですけども、有効期限の2、3か月前に、通知が本人様に届くような形になっていきますので、ほとんどの方が分かるようになっているかと思えます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい。

どうぞ、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） マイナンバーカード、これがどんどん普及していくと思うので、マイナポイントの取り方とかも含めて、広報等を利用して、もっと周知をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（阿部 寛治） では、次に移ります。

質問順位 3 番、藤木高裕議員。

○議員（藤木 高裕） 議席番号 2 番、藤木高裕でございます。

質問に入ります。

令和元年の 6 月、初めて一般質問をしてから、はや 3 年の月日がたちました。

そのとき行った質問の中に、私自身は、尾仲区大柳地区に J R 駅を新設し、その北側の農地に開発を誘致するケースを考える、と議場で発言いたしました。

その後の議会、令和元年 1 2 月議会で、古屋議員による、農振除外による広大な用地での将来に向けたまちづくり計画での質問、さらに、令和 3 年 3 月議会で、横山議員から、農村地域の産業導入の促進等に関する法律についての質問を聞き、篠栗町が今後さらなる発展を遂げるには、ここの、農振除外が必要であると感じました。

日本の人口減少社会を考えると、自治体間による人口格差はますます広がると考えられます。関係人口という考え方もありますが、自治体の財源の面から考えると、その自治体の住民であることが大切だと思います。

今回の私の質問は、農振除外を行い、大きな絵を描いての開発が必要であると私は考えていますが、町長の考えをお聞かせお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 町長、どうぞ。

○町長（三浦 正） ただいまは藤木議員から、篠栗町の将来を見据えた開発を、という視点から御質問をいただきました。

篠栗町が、今後さらなる発展を遂げるためには、農振の除外を行い大きな絵を描いて開発をという内容でございました。

現在、篠栗町では都市計画マスタープラン、中間見直し期限の 2 0 2 2 年度末に向けて、まさに篠栗町の将来を見据えた開発を可能にできるような見直しを前提に協議をスタートしているところでございます。農業振興、都市計画、それぞれの観点から、担当課長から、まず答弁をいたさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、課長どうぞ。

○産業観光課長（松熊 大） 失礼します。

まず、農業振興地域とは農業の振興を図ることが適当な地域として、農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして、県知事が指定した地域のことを言います。その、県知事が指定した地域に関して、町が、農業振興地域整備計画に基づき、農業上の利用を確保すべき優良な土地の区域として、農用地区域を指定しております。

篠栗町には、大きく二つの農用地区域がございまして、その一つが、尾仲区大柳地区の北側に広がる農地です。主に和田区、津波黒区、尾仲区の農家の方が耕作されておられます。

御指摘の農振除外は、農業振興地域の農用地区域の指定を外す手続のことです。農用地区域は、農業上の利用を確保するために定められた区域であることから、その区域内にある土地について、住宅や商業施設等などの農業以外の目的への転用は、農振法及び農地法により、厳しく制限されているのが現状でございます。

御指摘のように、この地域の一部について、農振除外により、大きな絵を描いて開発を行うには、インフラ整備などが伴うこともあり、都市計画における将来的な構想をしっかりと見据える必要があると思います。

そして何より、その地域における農業の実態や将来の在り方を明確化する必要があると考えております。

現在、地域農業における、中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化するために、「人・農地プラン」の作成が、和田区と尾仲区で進められています。地元の農家の皆様を中心に、農業委員会や行政など、関係団体を交えながら作成を進めているところでございます。そうした、「人・農地プラン」の内容をしっかりと踏まえて、御質問いただきました農用地の開発という意見も御提案として受け止め、今後の農業行政の在り方について、地域の皆様とともに、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 都市整備課長、どうぞ。

○都市整備課長（堀 雅仁） 次に、都市計画の観点からお答えいたします。

議員が御指摘されました、農業振興地域の除外につきましては、地区計画等の案の作成手続に関する条例及び同施行規則に基づき、開発行為者がある一定規模の一団の土地に、ある程度の具体案を示すことができる開発計画、これは、面積規模であったり、開発目的となる業務種別、その建物等の規模・配置などの計画を町に提出することが必要になります。

ただし、その計画は、土地の所有者の方々等の3分の2以上の合意形成があり、

かつ、その地域が、篠栗町の都市計画マスタープランに掲げる土地利用目的に沿ったものであることが必要条件になってきます。

その上で、その計画が土地利用計画上也、農政上も適正であると判断されて、初めて、除外されるものと考えております。

したがいまして、農振の除外ありきで、先行することなく、町の将来を見据えた、総合計画や都市計画マスタープランなどに沿った、地域が望む熟度の高い開発計画があることが前提になるものと考えております。

○議長（阿部 寛治） 答弁が終了しました。

再質問、藤木議員、どうぞ。

○議員（藤木 高裕） 答弁ありがとうございます。

都市整備課長の最後の言葉、農振除外ありきで先行することはないというか。

○議長（阿部 寛治） ちょっと聞こえん。

もうちょっとマイクに近づいてはっきり言って。

○議員（藤木 高裕） 都市整備課長の最後の答弁、この農振除外ありきで先行することはなく、という部分が、もう答弁の主な内容かなとは思いますが、今、2022年度マスタープランの策定をされている段階で、多分、詳しい説明は、ちょっとそれをもってということだと思いたいますが、すごく期待はしております。

ただ、この農振を外して開発を行わないと、なかなか難しいんじゃないかと思っておりますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 都市整備課長が説明した、今、ちょっと再確認でお読みいただいた前段のところ、そのページの中段のところ「ある一定規模の一団の土地に、ある程度の具体案として示すことができる開発計画を町に提出すること」が前提であります。それについて、私ども、そういう計画をもとに、そういう計画も練った上で、マスタープランの見直しを行い、まず、ここの地域はこういう計画もあるから、色替えしましょう、色替えするなり、何か産業用地あるいは開発用地としましょう、というマスタープランの22年度末までの練り直しがあって、それに基づいて、県の都市計画課に提出し、そのあと、具体的な、こういう開発になるわけで、手順として、まず、地域の開発計画が有り、という形にしないと、まず、全部、農振を変えました、じゃあどうぞ、という話ではないということを御理解いただければありがたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい。次にいく。

はい、では、第2問をお願いします。

○議員（藤木 高裕） それでは、2問目に入りたいと思います。

2問目に入る前に、まずは、今限りで教育長の任期を満了される教育長に対して、このたび、篠栗町の発展のために精進されたこと、誠に深く感謝を申し上げます。

それでは、令和2年9月議会で、私は教員の方の労働環境について質問いたしました。そこで教育長は、「個々の超勤をしている実態と内容が違うので、まずは内容を精査させ、そして削減することができる業務を精査しながら、超過勤務の時間を減らしていくことが考えられる」と答弁されました。

そこで、今回、2点伺いたいと思います。

まず、労働時間、労働環境の実態の把握はされたのでしょうか。

前回の答弁では、渋滞の回避のために1時間早く通勤していることもある、とおっしゃいましたが、そこを管理するのが、管理者としての役目ではないかと考えます。民間企業によっては、定刻より早くは会社が開かないことや、一定時間になると強制的にパソコンがシャットダウンする企業もあります。私は金融機関で働いていましたので、金融庁の管理もあり、労働時間に関しては、きちんとしていました。

小中学校は町の管轄であるはずですが、責任を持って、教員の労働時間や内容を管理していくことが大切であると思いますが、現状と見解を求めます。

次に、県の教育長が、市町村に対して、教職員の給与特別措置法に関すること、教員の時間外勤務手当の試算・公開、学校行事の精選・簡素化、部活動指導員の配置促進、以上四つのことを働きかけると答弁していますが、具体的な働きかけはあったのでしょうか。

そして、あったのであれば、町としてどう取り組むかを尋ねます。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁をお願いします。

はい、教育長。

○教育長（太郎良 順一） 藤木議員の、教員の働き方に関する質問にお答えします。

最初の質問は、労働時間、労働環境の実態把握がなされたのか、との質問でございますが、昨年、令和3年6月定例会の一般質問において、答弁いたしましたように、篠栗町に勤務する教職員の勤務時間、正確には在校時間でございますが、学校での滞在時間ということになります。

これは、一昨年の7月に導入したタイムレコーダーで管理いたしております。このタイムレコーダーによる在庁時間の管理だけでは、前回、答弁いたしましたとお

り、正確な勤務実態の把握は困難であります。

文部科学省の指針でも、外形的に把握した在校時間を基本とし、これに、校外研修やテレワークの時間を加え、自己申告による勤務外の時間、教材研究であるとか、自宅研修や自己研さんの時間、休憩時間を除いた時間が、勤務時間管理の対象とされております。

そこで、本町におきましては、タイムレコーダーで、外形的に把握した在校時間をもとに、各学校の校長が、定期的に職員との面談を行い、その勤務実態を聞き取った上で、職務内容の改善について指導助言を行い、また、必要に応じて、校務分掌を見直すなど、適切に対応しているところでございます。

昨年6月定例会の一般質問におきまして、教職員の超過在校時間の実態につきまして、昨年4月の実績を報告いたしました。今年1月の超過在校時間と比較いたしますと、A小学校の教職員全体の平均超過在校時間は、4月に58時間であったものが、1月では36時間に減少、この小学校で最も超過在校時間が長かった教員の1か月の合計も100時間だったものが72時間まで減っております。

また、B中学校の教職員全体の4月の平均超過在校時間は79時間でしたが、1月では55時間に減少しており、この中学校で最も超過在校時間が長かった教員は153時間だったのが、109時間まで減っております。

4月と1月を単純に比較することは出来ませんが、タイムレコーダーの導入を契機に、在校時間は確実に減少に向かっております。

教育委員会事務局といたしましては、各学校長に対し、今後さらに、職員の勤務実態を把握するとともに、必要な改善を行うよう指示しているところであります。

また、学校行事の精選と簡素化、部活動の外部指導者の積極的な登用、勤務時間外の留守番電話の設定など、その他の側面から、超過勤務時間の削減に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、県の教育長が市町村に対して、教育職員の給与特別措置法に関する、教員の時間外勤務手当の試算・公開、学校行事の精選・簡素化、部活動指導員の配置促進の4つのことを働きかけると答弁しておりますが、具体的な働きかけがあったかとの質問でございますが、この4点について、具体的な働きかけは、県から現在までのところございません。

今後、具体的な働きかけがあれば、適切に対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問はございますか。

はい、藤木委員。

○議員（藤木 高裕） まず、県の教育長の働きかけが、今現在はなかったとおっしゃられているので、働きかけがあった次第、早急に対応していただけるようお願いいたします。

この具体的な超過勤務の時間は、4月が1番多くて、4月が1番多いとおっしゃられたので、1月が、数字全体は減るものだと思っていましたが、それでも、この減少幅は非常に大きいかなと思います。

あとは定時退校日等に、しっかりその教職員の方も定時で帰られているのか、そういうことの実情は把握されていますでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（太郎良 順一） 定時退校日については、随分以前から指定をするというところでした。

以前は、指定はしたものの、実際に実態がないというような状況もございましたが、現在は部活動をしないことはもとより、勤務をそこに当てないというようなことで実施をされております。これについては、管理職が、その状況をですね、把握をして、学校を離れるようにというような指導を、その曜日に実施をいたしております。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（藤木 高裕） 最後にですね、学校の教員の方は、今、人手不足で非常に大変で、しかもコロナ禍の中で、すごく、仕事内容が変化している状況だと思います。

今後とも、町、教育長も含めて、町を挙げて、この子どもの教育、そして教職員の方の労働環境の改善について、取り組んでいただければと思います。

質問を終わります。

○議長（阿部 寛治） 質問順位、4番、荒牧泰範議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番、荒牧でございます。

藤木議員に、確信部分を持って行かれたんで、出汁の入っていないみそ汁みたいな質問になりそうですが、頑張りますのでよろしくお願いします。

持続可能なまちづくりを願う、ということで、日本の人口は2050年に1億人を割り、その後、場合によっては、7,000万人ほどとなる予測も出されており、そのときの国内の状況は、淘汰され消滅する自治体もあり、逆に魅力のある街は、なお一層を栄えているものと考えられます。

近未来のその時点で、篠栗町は後者の道を進んでいてほしいものですが、30年

後とはいえ、すぐそこからで、今から効果的な政策を打っておかなければなりません。

産業団地開発による企業誘致もその一つの手と思いますが、もっとダイレクトに人口を増やす政策が欲しいと思いますがいかがでしょうか。

先ほども出ましたが、誰しも思いつくのが、農業振興地域の枠を外し、乱開発とならないように、都市計画そのものから見直し、良好な住宅地域と産業地域の拡充を図ることが有効な政策と思われまして、ただ人口を増やせばよいというものではなく、生産年齢人口比率を上げることも考えなくてはなりません。

そのためには、福岡市のように、教育における経済的な負の連鎖を止めるために、低所得世帯には学習塾費用を給付し、子育て世代への支援や、ゼロカーボンシティ宣言が掛け声で終わることがないようにと、町内の7割を占める山林をカーボンニュートラルポイントへの活用など、持続可能なまちづくりを今からすべきと思いますが、町長の構想をお聞かせいただきたい。実効的な手を、今このときに打つべきですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長、答弁どうぞ。

○町長（三浦 正） ただいま、荒牧議員から、持続可能なまちづくりを願う、という御質問をいただきました。

平成27年、2015年度に策定いたしました篠栗町人口ビジョンでは、篠栗町の人口が2060年には2万5,343人になるとの推計が示されまして、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実践により、底上げを図ろうとしているものでございます。

今後も、現在の少子高齢化の状況は続き、本格的な人口減少社会となった場合、2040年には高齢化率が32.8%となり、およそ3人に1人が高齢者となると考えられているわけでございます。

篠栗町の人口推移を見ますと、10余年前から、世帯数は伸びているものの、1世帯当たりの人数が減少傾向にあり、単身化が進んでいるものと考えられます。

現状では、多少減少傾向にあるものの、増減を繰り返し、横ばい状態の範囲内であると考えています。

そのような中、篠栗北地区産業団地に進出する一部の企業の起工式も終わり、着々と操業に向けた準備が進んでおります。

令和5年1月に極東ファディ株式会社、同年4月に東洋冷蔵株式会社、同年6月に株式会社やまやコミュニケーションズの操業と株式会社久原本家食品の事務棟の

竣工が予定されており、町の活性化や雇用の増加による人口増加が期待されているところでございます。

また、高田地区における住宅開発や、和田区下川原地区の区画整理事業における住宅用地の造成など、今後期待できる好材料があることから、まちのにぎわいの創出とともに、ある程度の増加が見込めるものと考えております。

荒牧議員からは農業振興地域の効果的な見直しや、生産年齢人口の増加、子育て支援への取り組み等、様々な御意見をいただきましたが、持続可能なまちづくりの構想に関しましては、現在、令和5年度開始となる第7次篠栗町総合計画の策定構想を練っている段階であることや、藤木議員からの御質問の中でも申し上げましたが、現在、篠栗町では都市計画マスタープラン中間見直し期限の2022年度末に向けて、まさに篠栗町の将来を見据えた開発を可能にできるような見直しを前提に協議をスタートしたところでございます。

このようにお答えしましたとおりに、本町における適正な土地利用計画を踏まえて判断する必要があることから、今後、これらの計画策定を議会の皆様とも十分協議しつつ、お示ししたいと考えております。

せっかくの御質問の中でゼロカーボンシティ宣言のことに御言及をいただきましたので、そのことについて少しお話を申し上げます。

施政方針の際にも申し上げましたが、令和4年度も、なかなか先が見通せないなか、こうしたときこそ、次の時代を見据えた大きな流れを引き寄せるための重要な時期であるとの判断から、2021年（令和3年）6月に、国・地方脱炭素実現会議が提示した地域脱炭素ロードマップ、地方から始まる次の時代への移行戦略、これに基づき、9月8日に福岡県で10番目となるゼロカーボンシティ表明をいたしました。

2021年9月30日時点では全国で464自治体が表明しておりましたが、直近の2022年2月28日時点では、598自治体に増加し、福岡県においても、20の自治体が表明しております。

3月には、須恵町が議会において表明され、糟屋地区においても、古賀市、新宮町と合わせて4市町となりました。

篠栗町では、昨年、早速、環境省の補助事業を活用して、篠栗町脱炭素ロードマップ作成事業に取りかかりました。

これは、2050年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、篠栗町内においてどのような計画を立てたら、太陽光発電はじめ二酸化炭素の排出を削減できる再生エ

エネルギーを創出し、その再エネをどのように使うことができれば、地域内で脱炭素社会が実現して、循環型社会の構築に寄与できるかという、大変重要な計画策定で、地域の脱炭素社会実現のためのゾーニングと言われるものでございます。

それを8月までをめどに策定した後、実際の事業計画を立て、脱炭素社会実現に資する再エネ創出事業、循環型社会実現のための事業展開により、次の時代への移行戦略を構築することとしているところでございます。

そうした取り組みについて、公的資金を活用し実現していくためには、環境省の積極的支援を受けられる全国100か所の脱炭素先行地域を目指して、行動を起こしていくことが大変重要となります。

今年度は、その一步を踏み出すための重要な年度であると位置づけております。

環境省の地域脱炭酸ロードマップのキーメッセージとしてうたわれております。

一人一人が主体となって、今ある技術で取り組める。

再エネなどの地域資源を最大限に活用することで実現できる。

地域の経済活性化、地域課題の解決に貢献できる。

を念頭に、エネルギー関連事業を展開することで、エネルギーに係る経済を市内で循環させることが重要なポイントとなります。

議会の皆様とじっくり御協議していきながら、篠栗町のあるべき姿、進むべき方向を町民の皆様にお示ししていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 答弁が終わりました。

どうぞ、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 時間がないので、この質問に対する答弁は、総合計画が出て、楽しみに協議させていただきたいと思います。

ただ、2点だけ聞かせてください。

あの、あみがけですが、先ほど産業観光課長から、農業振興地域の整備に関する法律、これに基づいてということでしたが、これ、たしか記憶に間違いなければ昭和44年施行で、44年といいますと、私7歳で、その当時は、駅前の信号から篠栗小学校の間に、それこそ、新聞屋さんから靴屋さんから、銭湯から全部そろっていたような時代で、町長が住んでいらっしゃるあたりから、尾仲の交差点までは、両サイド1.5メートルから落ちた全て田んぼの世界、そんな時代にはあってあったのを、いまだにきてるっていうこと自体が、町長、どんなふうにお考えなのかなというまず1点。これはやっぱり町長会で、この法律が半世紀以上たっているのを国

に見直しを図るべきじゃないか、ということ、僕は、言っていたきたいので、その辺りをどう考えいらっしゃるか1点と、もう1点は、先ほど人口推移の、なんていいますか、見通しを述べられましたが、私は、もう申し訳ない、あんまりこういうところと言うとなんですけど、ちょっと東北のほうとか、あっちのほうに農業は任せしてしまって、篠栗町の役割としては、福岡市のサブシティとして、人口ぼっこり増やして、すばらしい町に持っていくべきで、人口は3万じゃなくて、5万人の市じゃないんですよ、5万人の町にするぐらいの気迫がいると思うんですが、この2点についてどうお思いか、お尋ねいたします。

○町長（三浦 正） はい、町長。

まず1点目の、都市計画が、非常に古い時代の都市計画のまま、今の時代に即した形に変えていかなければいけないのではないかと、この御意見でございましたが、これについては、私もそのとおりであろうと思っておりますが、なかなか、この都市計画審議会で判断して、また県の都市計画で、市議会で御承認いただくという流れに向けて、非常にハードルも高いのは事実でございます。

といいますのも、日本全国の人口減少社会を、踏まえたところで、私どもの町の現状を、ただ、絵から判断するとまだ市街化区域の中に、駐車場がいっぱいあるじゃないか、とかいうようなことを常に、県の都市計画課に行くと、そのように言われるわけでございまして、それを払拭するためには、しっかりとした大きなビジョンを、民間とともに開発できるような絵をもとに、こういう考え方もあるから都市計画を変えていきましょうよ、というふうな、機運が必要ではなかろうかというふうに思っております。

あわせて、人口ビジョンにつきましても、私ども県道の北側と南側に大きな農振地域抱えておりますが、非常に優良な農振地域であります、今おっしゃったように、それぞれの面が非常に小さくて、効率的な農業をやれているというふうには思いません。

そういうことも含め、あるいは、農業の後継者が本当になくなってきている、もうできれば売りたい、できれば開発していただきたい、という声が多く聞こえますので、その辺のところを十分聞きながらこれもあわせて、次のマスタープランの見直し、あるいは総合計画にうたい込んでいきたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） 皆さん方にお諮りします。

あと1名、品川議員の一般質問が残っております。

何とかですね、昼休みまで使っても、もう1名終わらせたいと思っております、よ

ろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) では、職員の皆さん、どうぞよろしくお願いします。

では、質問順位5番、品川静議員。

○議員(品川 静) 議席番号4番、品川です。

今回は、不登校児童生徒への支援について、質問させていただきます。

最新の調査結果で小中学校の不登校児童生徒数は、19万6,127人で過去最多を更新しています。不登校で学ぶ機会を失った児童生徒に対して、個々の状況に合った学習環境を保障する「教育機会確保法」が定められています。不登校児童生徒への支援の基本的な指針は、学校復帰を前提とせず、社会的な自立を目指すことへと時代とともに変化をしています。

文部科学省の検討会議で「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実～個々の児童生徒の状況に応じた環境づくり～」の報告では、教育委員会・学校とフリースクールなど、民間の団体との連携をより強くしていくことや、経済的な支援など具体的なサポートに取り組んでいくことが今後の課題とされています。

これを踏まえて、篠栗町の不登校児童生徒の現状や支援の取り組み、不登校児童生徒や保護者のニーズへの対応など、次の質問を教育長に伺いたいと思います。

まずは、篠栗町の小中学校での不登校の現状と近年の傾向ですね。

次に、篠栗町の学校以外で学習のできる環境として、公的な機関では教育支援センターが、民間では萩尾に一般社団法人どんぐりと山ねこ舎が運営している「フリースクール山ねこ」があります。行政はどのような評価をしているのか。また、連携などの現状と課題を教えてください。

さらに、フリースクールに見学に行き、本人が通いたい、保護者も通わせたいがかなっていないという複数の方のお話を聞きましたが、理由は、通う場合の費用の負担が大きいことでした。

例えば、山ねこの場合ですが、既存の学校は出席扱いにはなっているようですが、通っていない既存校への給食費などの免除や費用面の援助はどのようになっていますか。

そして、校区外にある支援施設に通う場合、通学の問題も大きいわけですが、これもよく尋ねられるので難しいとは思いつつお聞きしますが、例えば、児童生徒が朝登校する時間にオアシスバスの運行時間を変更することは可能でしょうか。山ね

この場合ですと、現状1時間出発時間をずらしていただくとかなうということでした。また、送迎の支援ならファミリーサポートの利用というのがありますが、まかせて会員1名が複数のお願ひ会員を乗せて送迎できるようなにはならないのでしょうか。

次に、教育支援センターとフリースクールの連携があれば、もっと多様な対応ができるのではないかと思います。教育支援センターの軽スポーツや体験活動はフリースクールで、反対に、教育支援センターの指導員がフリースクールへ出張学習などの実現はどうでしょうか。

さらに、学校以外での学習では、教材不足の問題もあります。学校で使用しなくなった理科の実験用具や体育用具などを寄附するなどの、民間に提供できるようなことがあるのでしょうか。

以上を教育長に伺いたいと思います。

さらに、町長にも伺いたいのですが、教育機会の多様化について、教育の質は保障されるのかなど、様々な懸念や意見があります。

既存の学校自体が、誰もが通える場所であることが望ましいですが、既に長年努力をされてきたことでもあり、さらにコロナ禍の対応で学校の負担が増え続けていることなどを考慮すれば、引き続き、学校の改善を目指しながらも新たな民間との連携やサポートする仕組みづくりで、多様な教育の機会を確保していくべきではないでしょうか。フリースクール山ねこのような自然体験から学ぶという篠栗の強みを生かした教育の場が、既に町内にあるということも多様な可能性を秘めているのではないかと思います。

不登校児童生徒に対する支援について、町はどのように取り組んでいくのかをお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、順次答弁をお願いします。

はい、教育長から。

○教育長（太郎良 順一） 品川議員の「不登校児童生徒への支援は」との質問のうち、教育長に対するものにつきましてお答えします。

まず、本町の不登校の現状と近年の傾向でございますが「不登校児童生徒」とは、文部科学省により「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたもの」と定義されています。

本町におきまして、本年度、1月現在で不登校児童生徒に該当するのは87名でございます。昨年度の同時期では61名でございましたので、4割増という状況でございます。

近年の傾向といたしましては、コロナ禍のために、心に不安定さを抱え不登校になる児童生徒が増加している傾向にあります。

次に、学校以外で学習できる環境としての教育支援センターや民間のフリースクール等の評価や連携についてでございます。

小中学校におきましては、教育支援センターや民間のフリースクール等との連絡を取り合い、児童生徒に関する情報を共有するよう心がけております。教育支援センターはもちろん、フリースクール等からも、学校へ定期的に子どもの様子や出席日数が報告されております。また、保護者の意向に沿って、フリースクール等での出席日数も、教育支援センターと同様に学校の出席日数に加算しております。

教育支援センターや民間のフリースクールなどは、児童生徒の社会的自立や学校復帰のため、大事な役割を果たしていると言えます。

次に、民間フリースクール等に通う場合の費用についてのお尋ねでございますが、給食費に関しては、保護者の意向に沿い、給食を食べない場合は、給食費の徴収はいたしておりません。その他の教材費などの徴収金についても、学校に復帰できる場合や、単発的にでも学校に通う可能性等を勘案して、保護者との相談のうえに決めております。

次に、校区外の施設に通う場合の通学に関するお尋ねでございます。

1点目の、オアシスバスにつきましては、現在、オアシス篠栗の指定管理者とバス会社との契約により、町内4コースを2台のマイクロバスで運行しておりますが、運行計画に沿って非常にタイトな状況となっており、運行時間の変更につきましては、他のコースへの影響も大きく困難な状況でございます。

2点目の、送迎にファミリーサポートを利用する場合、まかせて会員1名が複数のお願ひ会員を送迎できるようにならないか、とのお尋ねでございますが、篠栗町ファミリーサポートセンター事業実施要綱では、「複数の会員に対して、同時間帯に重複した援助活動は行わないこと」と定めております。これは国のファミリーサポートセンター事業の実施要項の原則に基づいたもので、子どもの安全確保の観点からも、重複した援助活動は控えさせていただいております。

次に、教育支援センターとフリースクール等の連携について、でございます。

本町の教育支援センターは、社会的自立や学校復帰のために、主に学習指導に力

を入れております。一方、フリースクール等では、体験活動等を重視しているところが多くあります。

不登校の児童生徒は、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景」があり、当該児童生徒は、今の自分に最適な場所を選択しているということも言えます。そのため、合同授業や出張学習等の取り組みが、児童生徒にとって、かえって負担になる場合も考えられますので、各施設に在籍する児童生徒の実態を見極め、児童生徒の意向を十分に加味しながら、慎重に検討していくべき課題であると考えております。

次に、学校で使用しなくなった教材の寄附について、でございますが、学校で使用している教材は、必要最小限のものも修繕を繰り返し大切に使用しており、修理不能になったものを廃棄し、買い替えております。したがって、寄附できるような教材が存在しないのが現状でございます。何かしら配慮できることがあれば、行っていくべきだと思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。

以上、私に対する質問は、以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 次に、町長。

はい、どうぞ。

○町長（三浦 正） 私から、品川議員の不登校児童生徒への支援についてのご質問にお答えいたします。

「新たな民間との連携やサポートの仕組みづくりによって、多様な教育の機会を確保すべきではないか、そのうえで、不登校児童生徒の支援について取り組みを」とのご意見であったと思っております。

不登校児童生徒の支援につきましては、不登校となった理由や家庭環境など背景にあるものが一人一人異なっており、その一人一人の児童生徒や保護者の心に寄り添うことを第1に考えなければならないと考えております。

そのため、各学校におきましては、教員による家庭訪問や面談に加え、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の積極的な活用を進め、町としてもしっかり配置していきながら、心のケアに力を入れるとともに、学校の別室指導や教育支援センターなど、学習場所の確保も行っているところでございます。

しかしながら、児童生徒や保護者には、多様な考え方や価値観があり、行政や学校の対応だけでは、解決できないこともあるように感じております。

不登校児童生徒の支援に関し、行政や学校が民間と積極的に連携し、相互に協力を補完することは、非常に意義深いことだと感じておりますので、その仕組みづく

りについて、今後検討してまいりたいと思っております。

まず、大変恥ずかしいながら、私が社会福祉法人の萩尾にありますフリースクールに一度もお邪魔したことありませんので、会期が終わった後、早速、現場の声を聞いてきてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁が終了しました。

再質問ございますか。どうぞ。

○議員（品川 静） はい、答弁ありがとうございます。

篠栗町でも87名、今、学校に行けていない子どもたちがいるということで、かなり多い数字で、しかも4割増しだということなんですが、教育支援センターや別室指導を受けている生徒さんの人数というのは、お分かりでしょうかでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（太郎良 順一） 現在、教育支援センターには、4名の児童生徒が在籍をしているというところでございます。そのうち1名は、学校に通っておりますので復帰ということでございます。

ただ、先ほどご質問の中にありましたように、文科省の教育支援センターのありようについては、学校に復帰するということを目指すよりも、その子の社会的自立や進路保障をするということに重きを置くというふうにシフトしておるところでございます。

したがいまして、この支援センターについてもですね、そのようなシフトチェンジをするといいましょうか、そういうふうな形で学校に行くというような、それを目指すということよりも、その中で学力保障をしていく、進路保障をしていくというようなシフトに変えておりますので、そのような形で今進んでいるところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ、品川議員。

○議員（品川 静） 山ねこに、今、通っているのが15名いらっしゃるそうで、そのうち篠栗町内の生徒さんが5名というふうに聞いているので、残りの子どもさんたちは、自宅にいらっしゃるという感じなのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ、教育長。

○教育長（太郎良 順一） 私の手元にあるフリースクール等に通っている児童生徒の数でございますが、篠栗中学校は、1名フリースクールに、ちょっとどのフリースクールかというのは、ちょっとまだ十分つかんでないところなんですが、それから、もう1名がコピカ個別アカデミーというところに通っています。この位

置付けがフリースクールであるのか、塾的な内容であるのかですね、若干つかめてないところがございます。それから、あと私の手元には、4名の学校から上がってきている報告では、4名の町内在住者が山ねこに通っていると。山ねこは、町内在住者以外の方も通っているというふうに伺っているところがございます。それ以外は、自宅です。つかんでいるところはですね。スポット的に、どちらかに行っておられるということはあるかもしれませんが、学校から報告は上がっておりません。

それから、過去においては、インターナショナルスクールに通っていた子どもさんもおられました。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ、品川議員。

○議員（品川 静） 自宅にいる生徒さんたちというのは、やっぱり学習の機会というのが、なかなか得られないと思うんですが、せっかくあるタブレットとかのオンラインで、その辺のフォローというのは、今なされているのか。どのような準備状態なのか、ちょっとお伺いできたらと思うんですが。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（太郎良 順一） タブレットパソコンの利用でございますが、今、家庭のWi-Fi環境等も、インターネット環境等も確認をしておりますので、来れない子については、そこで学習が可能な状況でございます。

学習の中身も双方向にやり取りをするというのは、子どもの状況によってなかなか難しい部分もありますので、オンラインで授業の様子を見るというふうなことは可能となっているところでございます。

しかしながら、なかなか難しいのは、そういうその環境といたしまししょうか、学校との、そういう情報といたしまししょうか、それを半ば拒否、という表現はよくありませんが、そこを避けておられるという部分も、これは本人も保護者の方もそういうふうな状況にあるという方がおられるので、なかなかそこら辺のアプローチというのは難しいところがございます。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（品川 静） ちょっと、私の質問の仕方が悪かったのかなと思ったんですが、教育支援センターと、例えば山ねこさんのようなフリースクールとの連携といたしまししょうか、例えばですね、教育支援センターの授業内容に軽スポーツと体験活動というのがあるんですが、例えば、そういうのを得意としている山ねこさんのソフトを借りるといいますか、やり方をもらうとかですね、やっぱりフリースクールに通わせたい

けど学校の勉強が遅れるんじゃないかという不安というのがやっぱり当然、保護者の方にもあるとなったときに、私が聞いたところに教育支援センターの先生というのがすごくいい先生だというふうに言っているんですが、その場所が行けないっていう、ちょっとやっぱり閉鎖的なところだっていうのと、ちょっと暗いっていうのをお子さんは言っていたんですけど、ちょっと足が向かないっていうことがあるので、そういったときに体験活動っていうところでノウハウを持っている民間に頼るとかですね、逆にいい先生が学習の手助けにフリースクールに行っていていただくというのが、連絡とかの連携だけだとやっぱりちょっと足りないと思うので、そういうやり取りがなされていくと、今居場所がないというか、学習ができなくて、お家にいる子どもたちが居られる場所、居場所にも広がっていくんじゃないかなと思っているので、先ほど町長が早速行っていただけるということだったので、専門家として、新旧の教育長にもぜひ、専門家の目線です、何かの可能性をちょっと見ていただけたらなと思っているので、その辺もぜひよろしくお願いします。

では、以上で終わります。

○議長（阿部 寛治） これをもちまして、本日の会議を閉じます。

散会 午後0時38分

篠栗町議会第1回定例会

篠 栗 町 議 会 定 例 会

3月14日(追加議案)

令和4年 第1回 定例会 会議録

日時 令和4年3月14日 午前10時00分

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩 下 勝 正	2番	藤 木 高 裕	3番	横 山 和 輝
4番	品 川 静	5番	古 屋 宏 治	6番	田 辺 弘 之
7番	栗 須 信 治	8番	村 瀬 敬 太 郎	9番	今 長 谷 武 和
10番	阿 部 寛 治	11番	松 田 國 守		

欠席議員

12番 荒 牧 泰 範

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	大 塚 哲 雄
教 育 長	太 郎 良 順 一	総 務 課 長	田 村 明 広
財 政 課 長	藤 忠 文	会 計 課 長	野 寄 勇
まちづくり課長	熊 谷 重 幸	税 務 課 長	新 藤 功 次
収 納 課 長	花 田 篤	住 民 課 長	有 隅 哲 哉
健 康 課 長	栗 原 俊 孝	福 祉 課 長	平 山 智 久
産 業 観 光 課 長	松 熊 大	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範	学 校 教 育 課 長	浦 上 利 浩
こ ども 育 成 課 長	松 岡 秀 策	社 会 教 育 課 長	藤 幸 三
監 査 委 員 事 務 局 長	水 江 靖 浩		

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	生 野 崇
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、荒牧議員が欠席ですが、定足数に達していますので、開議は成立いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、「議案の上程」をいたします。

本日、町長から追加議案として、議案第21号が提出されております。

それでは、議案第21号を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日、提案しております追加議案1議案について説明をいたします。

議案第21号は、「損害賠償額の確定について」であります。

本議案は、令和3年12月18日、篠栗町大字内住の町道内住地区2号線において、相手方が運転する普通乗用車が、飯塚方面の城戸インターへ侵入しようとしたところ、横断側溝部のグレーチングを跳ね上げ、同車両に損害を与えた物損事故について、損害賠償額を確定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に追加提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第2、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本日上程されました議案第21号は、議案付託表のとおり、本で行われる総務建設常任委員会に追加付託したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これより引き続き、常任委員会を開催しますので、それぞれの委員会室にお集まりください。

散会 午前10時03分

篠栗町議会第1回定例会

篠 栗 町 議 会 定 例 会

3月18日 (採決)

令和4年 第1回 定例会 会議録

日時 令和4年3月18日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩下勝正	2番	藤木高裕	3番	横山和輝
4番	品川静	5番	古屋宏治	6番	田辺弘之
7番	栗須信治	8番	村瀬敬太郎	9番	今長谷武和
		11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

10番 阿部寛治

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	太郎良順一	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	会計課長	野寄勇
まちづくり課長	熊谷重幸	税務課長	新藤功次
収納課長	花田篤	住民課長	有隅哲哉
健康課長	栗原俊孝	福祉課長	平山智久
産業観光課長	松熊大	都市整備課長	堀雅仁
上下水道課長	城戸勝範	学校教育課長	浦上利浩
こども育成課長	松岡秀策	社会教育課長	藤幸三
監査委員事務局長	水江靖浩	都市整備課 課長	岡部禎

出席した議会事務局職員

局長	佐伯和久	次長	生野崇
係長	伴秀代		

開会 午前10時00分

○副議長（村瀬 敬太郎） おはようございます。

マスクを取らさしていただきます。

本日は、阿部寛治議長が体調不良で欠席のため、地方自治法第106条第1項により、私、副議長が、議長の職務を行います。

また、定足数に達しておりますので、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、3月9日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等訂正及び取消しを行っております。

御協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第4号「篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第4号「篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部が、令和4年4月1日から施行され、個人情報保護に関する法令が一本化されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、個人情報の保護に関する法律等が統合され、本条例中、法律の条文を引用している箇所に変更が生じるため、その箇所を改めるものであります。

この条例については、令和4年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第5号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第5号「職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が、令和4年4月1日から施行されることに伴い、非常勤職員の育児休業介護休暇等の取得要件の緩和等の措置を行うため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、育児休業、介護休暇等を取得できる非常勤職員の在職期間の緩和や、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を整備するものであります。

この条例については、令和4年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○副議長（村瀬 敬太郎） はい。

全員賛成と認めます。

よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第6号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第6号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための、健康保険法等の一部を改正する法律、その他関係省令が、令和4年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税について、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、未就学児の国民健康保険税を減額し、世帯の国民健康保険税の、課税限度額を引き上げるものです。

この条例については、令和4年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第7号「篠栗町水道事業給水条例及び篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第7号「篠栗町水道事業給水条例及び篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、住居表示実施に伴う水道給水設備工事店及び下水道排水設備工事店の住所変更の手数料について、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、住居表示に関する法律第7条の規定に基づき、住所変更手数料を徴収しないものとするものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○副議長（村瀬 敬太郎） はい。

全員賛成と認めます。

よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

- 副議長（村瀬 敬太郎） 日程第5、議案第8号「篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計設置条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

- 総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第8号「篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計設置条例を廃止する条例の制定について」

本議案は、篠栗北地区産業団地整備事業が完了し、収支を明確にするという特別会計の設置目的が果たされたため、本条例を廃止するものであります。

当委員会において慎重審査のうえ、採決の結果、出席者賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

なお、委員会において、提案理由の特別会計の設置目的が果たされていないかとの意見質問がございました。

以上報告を終わります。

- 副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

荒牧議員。

- 議員（荒牧 泰範） ただいま、委員長の報告に文言の特別会計の前に、収支を明確にするために、という言葉がありました。それが入るとちょっと、収支自体は、まだ、見届けるべきものがあるんじゃないかなと思いますので、その辺り委員長、いかがですかね。

- 副議長（村瀬 敬太郎） はい、古屋委員長。

- 総務建設常任委員長（古屋 宏治） 失礼いたしました。

そうですね、言われるとおり、収支が入れば違う意味になると思いますので、先ほどの収支を明確にという文面を、取下げさせていただきたいと思います。

- 副議長（村瀬 敬太郎） よろしいですか。

- 議員（荒牧 泰範） はい。

- 副議長（村瀬 敬太郎） ほかに質疑はありませんか。

はい、質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

横山議員。

反対討論ですね。

はい。

○議員（横山 和輝） 議席番号3番横山でございます。

議案8号について意見を申し上げます。

本案は、篠栗北地区産業団地整備事業が完了し、特別会計の設置目的が果たされたため、本条例を廃止するため上程されたものでございます。

私は、整備事業が終了したことで、

設置目的が果たされたため、との文言を容認することが出来ません。

また、私は、この提案理由では、賛成することが出来ないことを申し上げ、反対討論といたします。

○副議長（村瀬 敬太郎） 横山議員。

ただいまの反対討論ですが、反対理由としては、多少不適當な部分があると思われますので、削除を求めたいと思いますので、後刻、議長室まで、おいでください。

条件付の反対があると思いますので、その部分でございます。

お話は、後刻、議長室で。

○議員（横山 和輝） わかりました。

○副議長（村瀬 敬太郎） 続いて賛成討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

はい。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） 賛成多数と認めます。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第9号「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について」を議題といたします。

本案に対する文教厚生常任委員長からの報告は、会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載のとおり、閉会中の継続審査とする申出書が提出されております。お諮りします。

本案を委員長申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○副議長（村瀬 敬太郎） はい。

全員賛成と認めます。

よって、議案第9号は、委員長申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第7、議案第10号「町道の認定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第10号「町道の認定について」

本議案は、宅地開発により造成された篠栗町へ寄贈された道路を、新規路線として町道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求められたものであります。

主な内容は、今回、開発帰属された道路について、路線名、尾仲地区82号線として、新たに認定するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(村瀬 敬太郎) 全員賛成と認めます。

よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第11号「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○総務建設常任委員長(古屋 宏治) 報告いたします。

議案第11号「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」

本議案は、農業用施設整備工事に伴う受益者負担金について、篠栗町土木工事負担金徴収条例第4条第1項第5号を適用し、負担金を免除することについて、議会の同意を求められたものであります。

内容は、和田地区井堰改良工事に伴い、和田水利組合が負担する受益者負担金41万8,082円について免除を行うものであります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決し、同意することに決定いたしております。

以上報告を終わります。

○副議長(村瀬 敬太郎) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(村瀬 敬太郎) 全員賛成と認めます。

よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第12号「令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第11号)について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第12号「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第11号）について」
本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,071万1,000円を追加し、
予定の総額を歳入歳出それぞれ123億731万円とするものであります。

主な歳出では、総務費において451万円の増。

民生費において、1億5,520万3,000円の減。

衛生費において、9,964万9,000円の減。

農林水産業費において、348万6,000円の増。

災害復旧費において1,800万円の減。

諸支出金において、4億2,074万4,000円の増とするものです。

主な歳入では、地方交付税2億732万3,000円の増。

国庫支出金、1億4,715万4,000円の減。

県支出金3,846万2,000円の減。

財産収入1,600万2,000円の増とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略
いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決い
たしております。

以上、報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第13号「令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算
（第4号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第13号「令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」

本議案は、令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、歳入歳出それぞれ5,407万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,706万4,000円とするものであります。

補正予算の内容は、歳出において、保険給付費を5,407万5,000円増額補正し、歳入において、国庫補助金を156万8,000円、県補助金を5,000万円の増額補正のほか、予算整理をするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第14号「令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第14号「令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」

本議案は、令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算から、歳入歳出それぞれ514万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,055万2,000円とするものであります。

補正予算の内容は、歳出において、実績見込みにより、後期高齢者医療広域連合納付金514万7,000円の減額補正。

歳入において、後期高齢者医療保険料のうち、特別徴収保険料を594万5,000円の増額補正し、普通徴収保険料を1,072万7,000円の減額補正のほか、予算整理をするものであります。

全員出席の予算特別委員会で審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） はい。

全員賛成と認めます。

よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第15号「令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第15号「令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第2号)について」

本議案は、令和3年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計の予算に、歳入歳出それぞれ2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億7,538万4,000円とするものであります。

補正予算の内容は、篠栗北地区団産業団地の土地売買契約に関する利息相当分の負担金が1日分不足していたため、歳入歳出予算を2,000円計上するものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上報告を終わります。

(賛成者起立)

○副議長(村瀬 敬太郎) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

○副議長(村瀬 敬太郎) はい。

全員賛成と認めます。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第16号「令和4年度篠栗町一般会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長(古屋 宏治) 報告いたします。

議案第16号「令和4年度篠栗町一般会計予算について」

本議案は、令和4年度一般会計当初予算であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ106億3,088万5,000円とするものであります。

前年度当初予算に対し3億1,892万9,000円の増額となっております。

主な増額要因は、ふるさと寄附金に対する返礼品、同報系無線設備更新業務、児童館LED化工事、障害者福祉及び児童福祉サービスに関わる経費、オアシス篠栗ガラスカーテンウォール漏水対応工事、カブトの森公園高圧ケーブル取替工事などです。

また、主な減額要因は、天空会館空調設備工事、篠栗小学校屋上防水改修工事、カブトの森公園テニスコートLED化工事の終了などです。

地方債について、地方債の限度額は、臨時財政対策地域活性化事業のほか、合計、5つの事業債で総額2億3,132万7,000円計上されております。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） はい。

全員賛成と認めます。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第17号「令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第17号「令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」

本議案は、令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ27億7,486万2,000円とするもので、前年度、当初予算額に対し、約0.9%の増となっております。

歳出の主なものは、保険給付費19億5,201万4,000円、国民健康保険事業費納付金7億4,227万9,000円で、歳入の主なものは、国民健康保険税4億8,946万4,000円。

保険給付費等交付金などの県補助金19億9,918万9,000円であります。

全員出席の予算特別委員会で審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第18号「令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第18号「令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」

本議案は、令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億4,810万9,000円とするもので、前年度当初予算額に対し約3.

5%の増となっております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4億2,482万5,000円で、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億2,445万9,000円。

一般会計繰入金1億2,364万2,000円であります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第19号「令和4年度篠栗町水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第19号「令和4年度篠栗町水道事業会計予算について」

本議案は、令和4年度篠栗町水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して、収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額、5億9,402万1,000円に対し、支出の予定額は、5億5,824万3,000円となり、3,577万8,000円の黒字予算とするものであります。

次に、第4条において、資本的収入の予定額、2億1,890万円に対し、支出

の予定額を3億9,356万9,000円とし、資本的支出額に対し不足する1億7,466万9,000円は、損益勘定留保資金などで補填されます。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） はい。

全員賛成と認めます。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第20号「令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第20号「令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」

本議案は、令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を、第2条に定める業務の予定量に即して収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額、8億6,728万7,000円に対し、支出の予定額は8億4,798万1,000円となり、1,930万6,000円の黒字予算とするものであります。

次に、第4条において、資本的収入の予定額、4億1,866万3,000円に対し、支出の予定額を5億7,517万7,000円とし、資本的支出額に対し不足す

る1億5,651万4,000円は、損益勘定留保資金などで補填されます。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） はい。

全員賛成と認めます。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第21号「損害賠償額の確定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第21号「損害賠償額の確定について」

本議案は、令和3年12月18日、篠栗町大字内住の町道内住地区2号線において、相手方が運転する普通乗用車が飯塚方面の城戸インターへ進入しようとしたところ、横断側溝部のグレーチングを跳ね上げ、同車両に損害を与えた物損事故について、損害賠償額を確定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求められたものであります。

主な内容は、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、金69万2,120円を支払うもので、篠栗町が加入する全国町村会損害賠償補償保険により、直接、修理業者へ支払うことで、相手方との示談を行うものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、発議第2号「篠栗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、議員全員による発議ではございませんので、提案理由の説明を行います。
佐伯事務局長。

○議会事務局長（佐伯 和久） 発議第2号「篠栗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」

上記の議案を別紙のとおり、篠栗町議会会議規則（昭和39年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出する。

令和4年3月18日。

提出者、村瀬敬太郎議員、賛成者、議員9名。

提案理由、令和4年度からの、財産活用課の新設に伴い、総務建設常任委員会の所管を改めるためでございます。

篠栗町議会委員会条例の一部、第2条第1号中の「財政課」を「財政課、財産活用課」に改めるものでございます。

この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上です。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

発議第2号について、本案に賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(村瀬 敬太郎) はい。

賛成多数と認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

タブレットに掲載のとおり、会議規則第14条第3項の規定により、文教厚生常任委員長から、意見書案第1号「安全安心の医療・介護・福祉を実現し、国民の命と健康を守るための国に対する意見書」の議案が提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(村瀬 敬太郎) はい。

異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、意見書案第1号「安全安心の医療・介護・福祉を実現し、国民の命と健康を守るための国に対する意見書について」を議題といたします。

提案理由の説明を文教厚生常任委員長に求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長(栗須 信治) 意見書案第1号「安全安心の医療・介護・福祉を実現し、国民の命と健康を守るための意見書」

本定例会において、「安全安心の医療・介護・福祉を実現し、国民の命と健康を守るための国に対する意見書の提出に関する請願書」が提出され、全員賛成にて委員会において採択しております。

上記の意見書を別紙のとおり、篠栗町議会会議規則第14条3項の規定により提出します。

本意見書の主な趣旨は、タブレットに記載のとおりでございます。

以上のことにより、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書を提出されるよう要請します。

以上でございます。

令和4年3月18日。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいま、提案理由の説明を受けました。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

意見書案第1号について、本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） はい。

全員賛成と認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書案が可決されましたので、請願第1号もみなし採択といたします。

日程第20、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から、会議規則第75条の規定により、御手元のタブレットに掲載のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。

両委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査にすることに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（村瀬 敬太郎） はい。

異議なしと認めます。

よって、申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、決定いたしました。

ここで、タブレットにメール送信しておりました委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

ないようですので質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則

第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(村瀬 敬太郎) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

ここで、太郎良順一教育長より発言を求められておりますので、許可をいたします。

太郎良教育長、どうぞ。

○教育長(太郎良 順一) まずは、議会の貴重な時間をいただき、教育長退任の挨拶をさせていただくことに対して深く御礼申し上げます。

改めてこの3年間を振り返りますと、幾つもの節目があったように感じています。

まず、平成から令和へとなり、元天皇が即位されたこと、コロナウイルス感染症拡大によって、生活様式が一変したこと、学校では、1人1台のタブレット端末が整備されたこと、そして、町民の命を守るささぐりづくり条例が制定されたことなどです。

そのたびごとに、議員の皆様の御理解と御協力を得て、教育施策を遂行することが出来ました。

改めて感謝申し上げます。

これから私自身は、一町民として、ふるさと篠栗の発展に、尽くすことができるよう努めてまいりたいと存じます。

終わりにになりましたが、篠栗町議会のますますの御発展と議員の皆様の御健勝を祈念して、退任の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○副議長(村瀬 敬太郎) 以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがございましたら許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 閉会の御挨拶の前に、3月16日午後11時36分に、宮城県と福島県で震度6強の地震が発生いたしました。

それによって、お亡くなりになられた方に哀悼の意を表しますとともに、多くの負傷された方々にお見舞いを申し上げます。

東北新幹線や高速道路など、交通の大動脈が寸断され、家屋の倒壊、大規模停電

や断水と、被害の大きさを知るに至り、東日本大震災以降度重なる地震が発生している東北の皆様のお気持ちを思うと心が痛みます。心からお見舞い申し上げます。

改めて、わが町におきましても、いつ起きるかわからない災害に対して、日頃からしっかりと防災対策をしておく必要があると感じております。職員に再度徹底してまいります。

それでは、令和4年第1回定例会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

長期間にわたる御審議誠にありがとうございました。

「篠栗町教育委員会教育長の任命について」をはじめ、人事案件2件、「篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」をはじめ、条例案5件、その他の議案といたしまして「町道の認定について」、「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」の2件、令和3年度補正予算4件、令和4年度当初予算5件に加え、追加議案として提案いたしました、議案第21号「損害賠償額の確定について」の上程いたしました20議案のうち、19議案につきまして、可決いただきましたことに感謝いたします。

議案第9号「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定について」につきましては、住居表示の実施予定区域において、字の区域の変更及び町（丁目）の区域を設定するため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めたものであります。

当該「字の区域の変更及び町（丁目）の区域の設定に係る案」については、住居表示に関する法律第5条の2第1項に規定する公示を令和4年1月4日に実施したところ、当該期間内に実施予定区域内の住民から、同条第2項の規定による変更の請求があり、同条第5項の規定により、当該変更の請求書を添えて議会に提出いたしました。

文教厚生常任委員会において慎重審議いただき、法律にのっとり、本定例会後に、公聴会を開催した上で、さらに審議を重ねるといふ議会の御判断をいただきまして継続審査となりました。引き続き、慎重なる御審議をよろしくお願いいたします。

開会日の令和4年度施政方針説明の際に申し上げましたが、令和4年度当初予算は、令和3年度と比べて、予算総額で約3億1,800万円増の106億3,000万円余となりました。

令和4年度は、いまだ新型コロナウイルスの終息が見通せない中で、町民の皆様の生活や経済活動、地域活動を停滞させることなく、将来に向けて進めていくため、また、新型コロナウイルスとの共存を念頭に置いた「ポストコロナ」の観点からも、

全事業において検証し、財源を有効に活用すべく予算を計上しております。

第6次総合計画「ささぐりみんなの羅針盤」最終年度にあたり、当初計画の検証をしっかりと行いながら、事業を選定し、優先事業に取り組むべく、増額計上いたしました。

新型コロナウイルスワクチン接種事業は、日本全体が早期に完了すべき最優先課題でございます。今後も、追加予算計上のための補正予算審議をお願いすることも予想されます。ワクチン接種希望者全員に対する早期の接種完了を目指して、引き続き取り組んでまいります。

ただいま成立いただきました令和4年度当初予算に基づく事業計画を早期に実現するため、各課ともできるだけ仕事を前倒しして、取り組んでまいりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

環境省の補助事業を活用して取り組んでおります篠栗町脱炭素ロードマップ作成事業については、8月には作成結果を議会にも報告することができると考えております。その後は、このロードマップに基づき、2050年のカーボンニュートラルに向け、環境省の積極支援を受けられる全国100か所の脱炭素先行地域を目指して、再生可能エネルギーを積極的に利用した地域循環型社会の構築を進めてまいり所存でございます。

今後の事業の決定に当たっては、補正予算の審議も含め、議会の皆様としっかりと御協議してまいりたいと考えております。議会閉会期間中におきましても、環境省や関連機関からの最新情報をお聞きする勉強会等を開催したいと考えております。その際は、議会の皆様にも御案内いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

3月限りで退任される太郎良教育長におかれましては、これまでの3年間、篠栗町の幼児から児童・生徒の教育全過程において、よく指導力を発揮いただきまして、教育の質の向上に努めていただきましたことに深く感謝申し上げます。今後は、篠栗町の教育行政を見守っていただき、引き続き御指導賜ればと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、定年退職を迎えられる、会計管理者として、新たな役場窓口の在り方等の道筋をつけていただいた、野寄勇会計課長。GIGAスクールのスタートに苦心され、また、新型コロナの感染拡大下における、幼稚園、小中学校の運営をしっかりとまとめていただきました浦上利浩学校教育課長。クリーンパークの次期ごみ処理施設建設の取り組みに尽力していただいております岡部禎都市計画課課長には、長い間の行政職員としてのお勤め大変御苦労さまでした。

まちづくりにおける行政という柱の一翼を担っていただき、課長職の重責を全うしていただきましたことに、この場をおかりいたしまして私からも心から感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございました。

施政方針の副題に「混迷の時代から抜け出すために」と書きましたように、将来を見据えた篠栗町の新たな姿を目指して、しっかりと行政運営を継続し、地方創生を具体的に実践する先進自治体となるべく、今年度も努力してまいりますので、議会におかれましては、引き続き御指導・御助言を賜りますようお願い申し上げます。令和4年第1回定例会閉会の挨拶といたします。

長期間にわたる御審議誠にありがとうございました。

○副議長（村瀬 敬太郎） 私からも、今年度をもって退任される太郎良教育長、定年退職を迎えられます野寄会計課長、浦上学校教育課長、それから都市整備課の岡部課長に御礼を申し上げます。

長い間、篠栗町の発展充実のために、鋭意御尽力されましたことに深く感謝を申し上げます。今後は、今まで培われました、知識、技術、それから人脈を、地域や家庭において大いに発揮されまして、さらなる御活躍を期待しております。

本当にありがとうございました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和4年第1回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時06分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

篠栗町議会副議長

村瀬 敬太郎

篠栗町議会議員

田辺 弘之

篠栗町議会議員

栗須 信治
